

# 世界・国内の動向および伊勢市の環境の現状

## 1. 世界・国および三重県の動向等

第3期伊勢市環境基本計画の見直しに当たり、世界の動向、国および県の関連する主な計画等は以下のとおりです。

### (1) 世界の動向

#### ●持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で採択された世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）が定められています。

#### ●パリ協定

2015年12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。

参加するすべての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、今世紀後半までの気温上昇を産業革命前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力の追求を目標としています。

#### 「パリ協定」の概要

目的	世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2°Cより十分下方向に保持。1.5°Cに抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達成するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるように、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って急激に削減。
各国の目標	各国は、貢献（削減目標）を作成・提出・維持する。各国の貢献（削減目標）の目的を達成するための国内対策をとる。各国の貢献（削減目標）は、5年ごとに提出・更新し、従来より前進を示す。
長期低排出発展戦略	全ての国が長期低排出発展戦略を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク（世界全体での総論）	5年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施状況を定期的に検討する。世界全体としての実施状況の検討結果は、各国が行動及び支援を更新する際の情報となる。

出典：平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

#### ●昆明・モンリオール生物多様性枠組

2022年12月にカナダ・モンリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この枠組は、2010年の愛知目標を引き継ぐ新たな目標で、愛知目標で掲げられた「自然と共生する世界」が引き続き2050年ビジョンとして掲げられると共に、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）<sup>\*1</sup>の実現や30by30目標<sup>\*2</sup>を含んでいます。

※1 ネイチャーポジティブ（自然再興）：「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方です。

※2 30by30目標：2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標です。

#### 昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界	2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる
<b>2050年ゴール</b> <b>A</b> 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復、自然生態系の面積増加 ・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減、在来野生種の個体数の増加 ・遺伝的多様性の維持、適応能力の確保 <b>B</b> 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化 <b>C</b> 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ公平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献 <b>D</b> 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保	<b>2030年ターゲット</b> <b>(1) 生物多様性への脅威を減らす</b> 1. すべての地域を参加国・諸合の生物多様性に配慮した空間計画下及び又は効果的な管理プロセス下に置く 2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的に回復下に置く 3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECDにより保全（30 by 30目標） 4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人獣と野生生物との軋轢を最小化 5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする 6. 確率的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減 7. 環境中に排出する有害な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体約半減、プラスチック汚染の防止・削減 8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化 <b>(2) 人々のニーズを満たす</b> 9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす 10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び機動的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献 11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与（NCP）の回復、維持、強化 12. 都市部における緑地・靑水空間の面積、質、アクセスの増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保 13. 遺伝資源及びデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分（ABS）に関する文書に促った利益配分の大幅な増加を促進 <b>(3) ツールと解決策</b> 14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画・開発プロセス、資源配分、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じて国民動員に統合することを確保 15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる 16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生の大規模削減等を通じて、グローバルネットプリントを削減 17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いはおおよそその利益配分のための措置を確立 18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大 19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加 20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化 21. 優良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする 22. 女性及び女性、こども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保 23. 女性及び女性の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

実施支援メカニズム及び実現条件/責任と透明性（レビューメカニズム）/広報・教育・啓発/取り込み

出典：環境省ホームページ

## (2) 国の計画等

### ●第6次環境基本計画

計画概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画は環境基本法に基づき、環境保全に関する施策の大綱等を定める計画であり、令和6年5月21日に閣議決定された。</li> <li>・第一次計画から30年の節目に策定された計画であり、環境保全を通じた国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げている。</li> <li>・環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指す。</li> </ul>
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画は、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うことし、必要に応じて計画の変更を行う。</li> </ul>
方向性 (基本的な考え方)	<p><b>目指すべき持続可能な社会の姿</b>  環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築</p> <p><b>今後の環境政策が果たすべき役割</b>  将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現</p>
施策体系	<p>〔重点戦略〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</li> <li>・自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上</li> <li>・環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり</li> <li>・「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現</li> <li>・「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装</li> <li>・環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献</li> </ul> <p>〔個別分野の重点施策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動対策</li> <li>・循環型社会の形成</li> <li>・生物多様性の確保・自然共生</li> <li>・環境リスクの管理等</li> <li>・各種施策の基盤となる施策</li> <li>・東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応</li> </ul>

## ●地球温暖化対策計画

計画概要	・気候変動対策計画は地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画であり、令和3年10月22日に閣議決定された。
計画期間	・2021年～2030年度末
方向性 (基本的な考え方)	・「2050年カーボンニュートラル」宣言 ・2030年度46%削減目標
対策・施策	〔温室効果ガス排出量削減対策〕 ・省エネルギー化の推進 ・再生可能エネルギーの導入  〔温室効果ガス吸収源対策〕 ・森林吸収源 ・農林土壌炭素 ・都市緑化 ・ブルーカーボン  〔分野横断的施策〕 ・Jクレジット制度の活用 ・脱炭素型スタイルへの転換

## ●気候変動適応計画

計画概要	・気候変動適応計画は気候変動適応法に基づき、農業や防災等の各分野の適応を推進する計画であり、令和3年10月22日に閣議決定、令和5年5月30日に一部変更された。 ・気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が改正され、熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更が行われた。
計画期間	・今後おおむね5年間
方向性 (基本的な考え方)	気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す。
施策体系	〔基本戦略〕 1. あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む 2. 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する 3. 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する 4. 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する 5. 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する 6. 開発途上国の適応能力の向上に貢献する 7. 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する  〔分野例〕 1. 農業・林業・水産業分野 2. 水環境・水資源、自然生態系分野 3. 自然災害分野 4. 健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活分野

## ●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

法律概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するため、令和3年6月11日に公布された。</li> </ul>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。</li> <li>・多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。</li> </ul>
方向性 (基本的な考え方)	資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行
個別の措置事項	<p>〔施策・対策〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設計・製造段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラ製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ</li> </ul> </li> <li>2. 農業・林業・水産業分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速</li> </ul> </li> <li>3. 水環境・水資源、自然生態系分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進</li> </ul> </li> </ol>

## ●生物多様性国家戦略 2023-2030

計画概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画であり、令和5年3月31日に閣議決定された。</li> <li>・2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略。</li> </ul>
計画期間	・2023年～2030年
目標	<p><b>長期目標（2050年）</b>  「『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会」を実現する。</p> <p><b>短期目標（2030年）</b>  ・2030年ネイチャーポジティブ<sup>※</sup></p> <p>※ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること</p>
施策体系	<p>〔基本戦略と重点施策例〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生態系の健全性の回復 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然共生サイト認定の推進</li> <li>・都市における生物多様性保全の推進</li> <li>・都市緑地の保全、都市公園の整備等</li> </ul> </li> <li>2. 自然を活用した社会課題の解決（NbS） <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動対策と生物多様性保全の一体的な取組</li> <li>・自然を活用した解決策の地域実装</li> <li>・特定鳥獣の科学的・計画的な保護管理の強化</li> </ul> </li> <li>3. ネイチャーポジティブ経済の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネイチャーポジティブに係るビジネス分野の取組支援</li> <li>・みどりの食料システム戦略</li> <li>・脆弱な生態系の保護と持続的な漁業の共存</li> </ul> </li> <li>4. 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）の活動</li> <li>・行動科学等の知見を活用した行動変容の促進</li> <li>・伝統文化や伝統知に配慮した地域におけるOECM推進</li> </ul> </li> <li>5. 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境研究の総合的な推進</li> <li>・生物多様性及び生態系サービスに関する総合的な評価・予測</li> <li>・生物多様性に有害・有益な奨励措置に係る対応</li> </ul> </li> </ol> <p>・5つの基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）、行動目標（なすべき行動）を設定。</p>

### (3) 三重県の計画等

#### ● 三重県環境基本計画

計画概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県環境基本条例に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられている。</li> <li>・ 平成 24 年（2012 年）に 10 年後を見据えて策定されたが、その後、持続可能な開発目標（SDGs）達成、パリ協定の発効によりさらなる低炭素化が求められるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、2 年前倒しで見直し、改定された。</li> <li>・ 環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指す。</li> </ul>
計画期間	・ 2020～2030 年度
方向性 （基本的な 考え方）	<p><b>2030 年度までにめざすべき姿「スマート社会みえ」</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低炭素社会</li> <li>2. 循環型社会</li> <li>3. 自然共生社会</li> <li>4. 生活環境保全が確保された社会</li> </ol>
施策体系	<p>〔「スマート社会みえ」を実現するための施策〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低炭素社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの排出削減</li> <li>・ 気候変動への適応</li> <li>・ 再生可能エネルギーの開発・活用促進</li> <li>・ 資源利用の高効率化</li> <li>・ 森林吸収源の整備</li> </ul> </li> <li>2. 循環型社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみゼロ社会の実現</li> <li>・ 産業廃棄物の 3R の推進</li> <li>・ 廃棄物処理の安全・安心の確保</li> <li>・ 資源のスマートな利用の推進、地域循環共生県の構築</li> </ul> </li> <li>3. 自然共生社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進</li> <li>・ 自然とのふれあいの確保</li> <li>・ 森林等の公益的機能の維持確保</li> </ul> </li> <li>4. 生活環境保全の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気環境の保全、・水環境の保全</li> <li>・ 伊勢湾の再生（海洋プラ等の海岸漂着物対策等を含む）</li> <li>・ 土壌・土砂等の対策の推進</li> <li>・ 良好な景観の形成・歴史的・文化的環境の保全</li> </ul> </li> <li>5. 共通基盤施策（1～4 の施策を推進していくための基盤） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境教育（持続可能な開発のための教育（ESD））</li> <li>・ 環境に配慮した事業活動の推進等</li> </ul> </li> </ol>

## 2. 伊勢市の環境の現状

伊勢市の環境の現状は以下のとおりです。

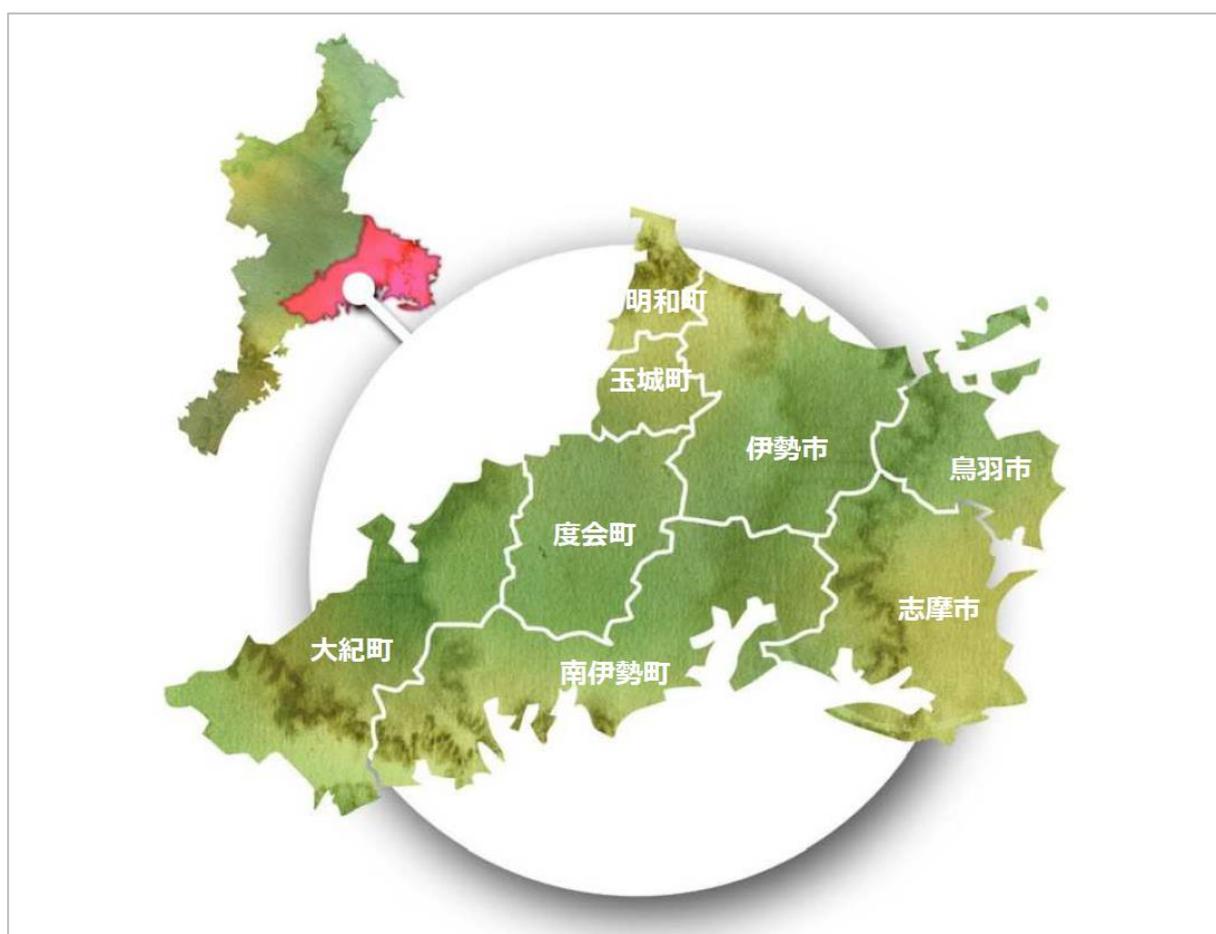
### 2-1 基本的事項

#### (1) 地勢

伊勢市は、伊勢神宮ご鎮座のまちとして栄え、神宮林や大台ヶ原を源とする清流宮川など豊かな自然や、先人たちが育んできた歴史や文化に富んだまちです。

地理的には、伊勢平野の南端部に位置しており、北は伊勢湾に面し、中央には宮川や五十鈴川が流れ、東から南にかけては朝熊岳、神路山、前山が連なり、西には大仏山丘陵が広がっています。

また、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町で構成し、圏域全体で必要な生活機能等を確保することを目的とした「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン」において、医療・教育・商業等のサービスや、都市機能が集中した「圏域における中核都市」の役割を担っています。



出典：第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（令和6年3月、伊勢市）

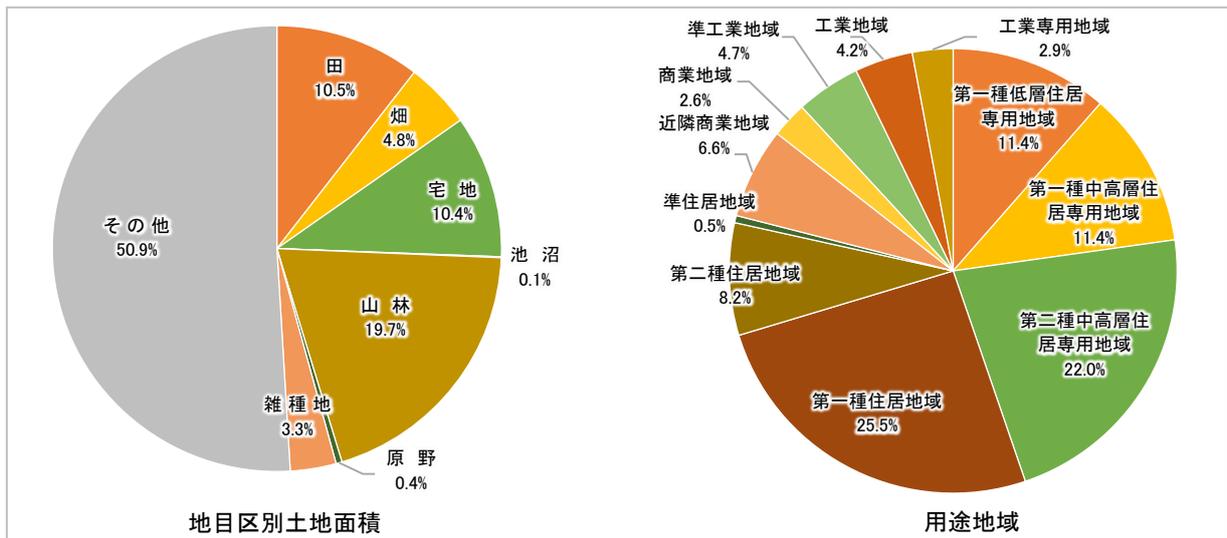
伊勢市の位置

## (2) 土地利用

2023 年における地目別の土地面積は、山林が最も多く 19.7%、次いで田が 10.5%、住宅が 10.4%です。

2021 年における用途地域の指定は、住居系が最も多く約 8 割を占めています。

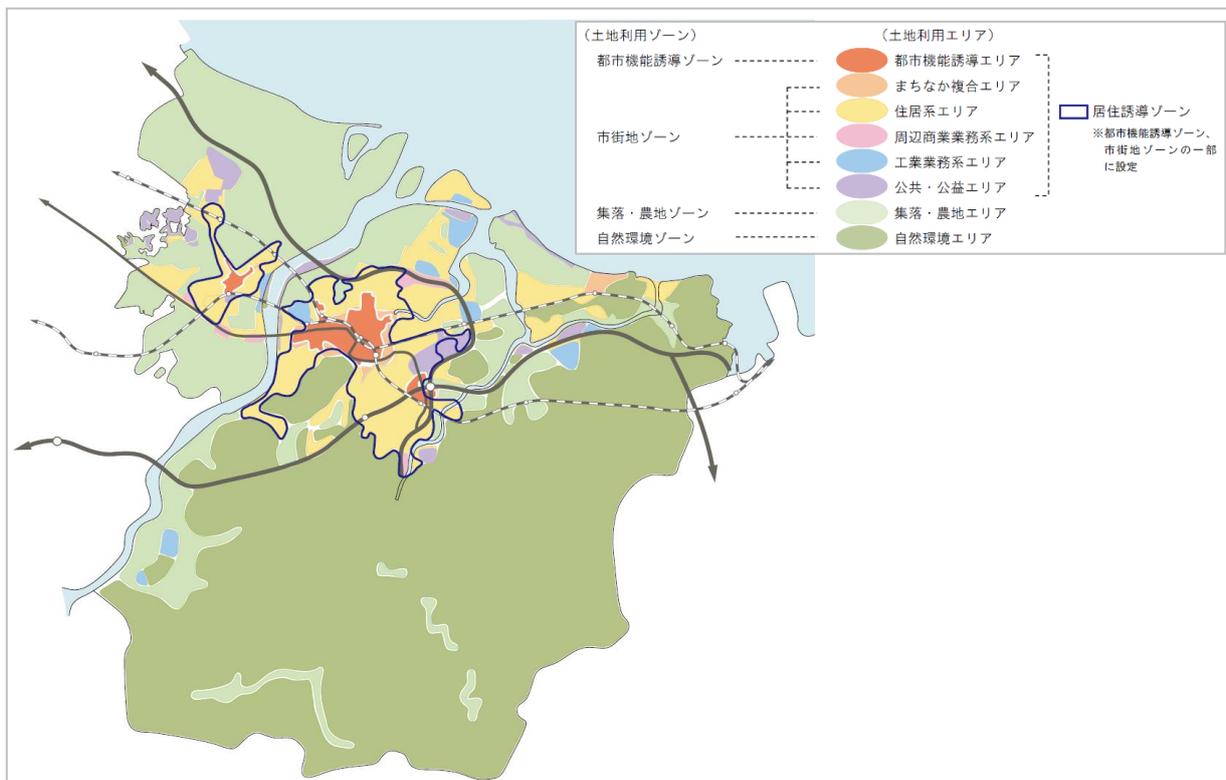
また、「伊勢市都市マスタープラン 全体構想 Ver.3.0」（平成 21 年,伊勢市）では、市街地ゾーンや自然環境ゾーン等の将来都市構造における土地利用を設定しています。



出典：土地面積：伊勢市統計データベース（伊勢市ホームページ）より作成

用途地域：2024 伊勢市の都市計画（令和 6 年 4 月,伊勢市）より作成

### 伊勢市の土地利用状況



出典：伊勢市都市マスタープラン 全体構想 Ver.3.0（平成 21 年,伊勢市）を加工して作成

### 将来の土地利用ゾーン

### (3) 人口・世帯

伊勢市の人口は 1985 年をピークに減少傾向にあります。一方、世帯数は増加傾向にあり、1 世帯当たりの人員は減少しています。

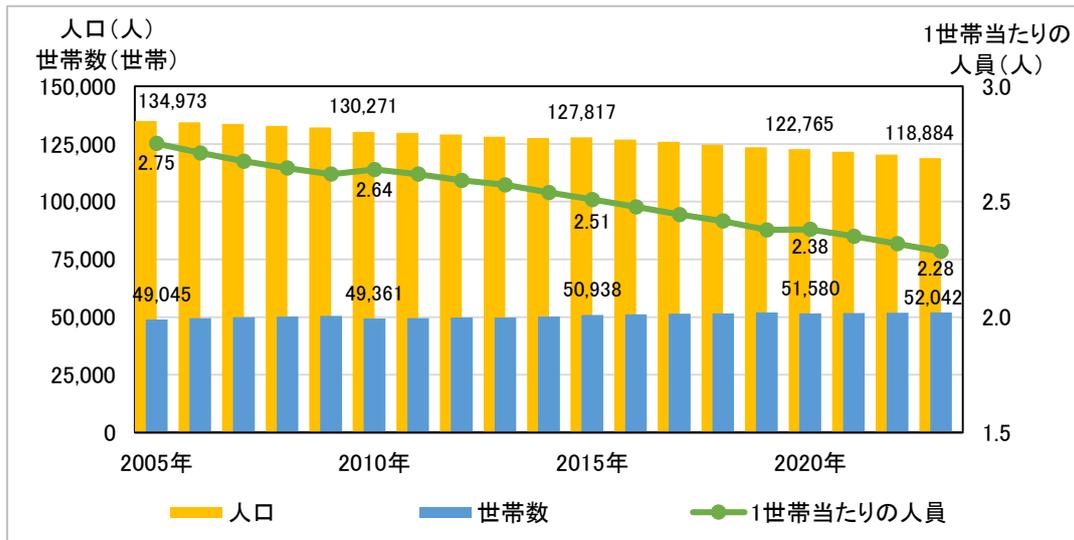
また、「伊勢市人口ビジョン」(令和 2 年 3 月)では、2013 年を基準とした推計による人口減少段階<sup>※</sup>は、2020 年から第 2 段階、2040 年以降は第 3 段階に入ると推測しています。

※人口減少段階

第 1 段階：年少人口と生産年齢人口は減少するが、老年人口は増加する時期（総人口は減少）

第 2 段階：老年人口が維持から微減する時期

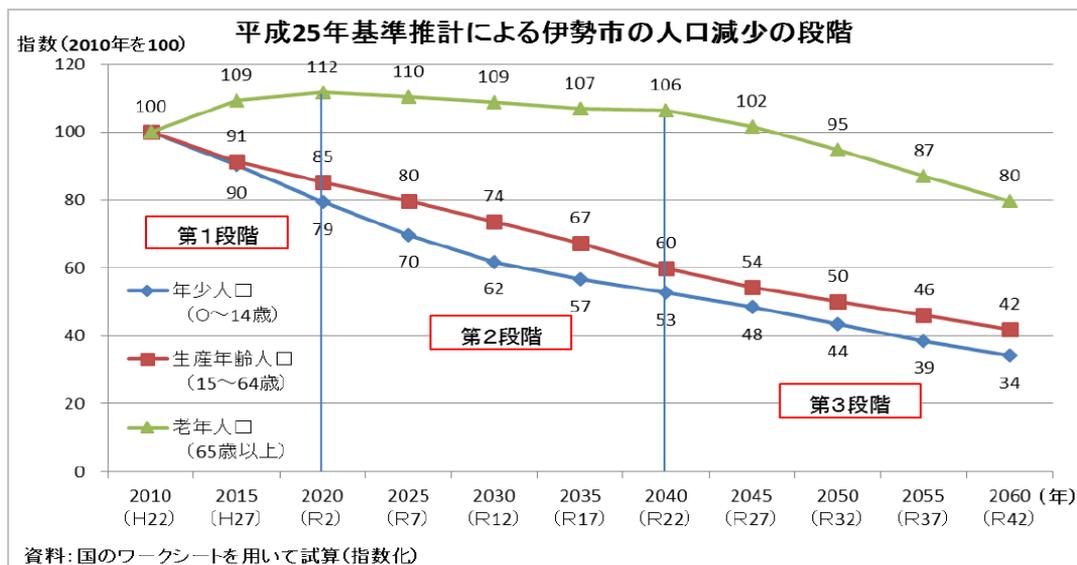
第 3 段階：老年人口も減少していく時期



出典：伊勢市統計データベース（伊勢市ホームページ）より作成

※一世帯当たりの人員＝人口÷世帯数

伊勢市の人口および世帯数



資料：国のワークシートを用いて試算(指数化)

出典：伊勢市人口ビジョン（令和 2 年 3 月,伊勢市）より抜粋

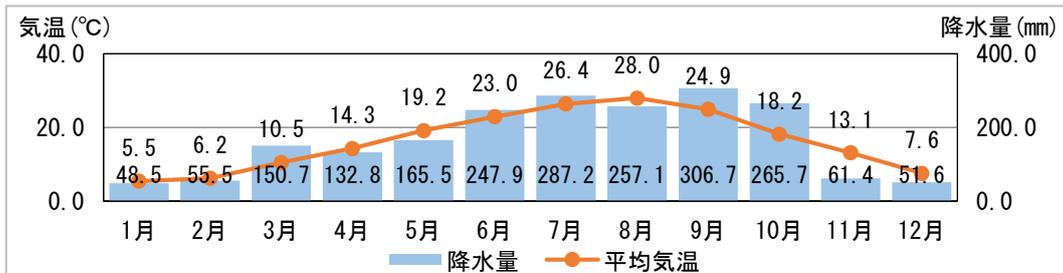
伊勢市の人口減少の段階（2013 年基準）

## (4) 気候

伊勢市の気温は8月が最も高く、降水量は9月が最も多いです。

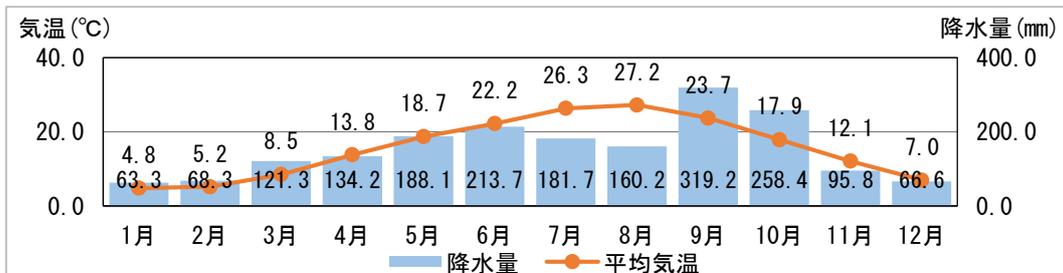
直近の5カ年（2019年から2023年）と平年値（1991年から2020年）の月別平均値を比較すると、気温はわずかに高い傾向にあります。降水量は、夏季に多い傾向にあり、集中豪雨による浸水も見られました。

三重県の1時間降水量50mm以上の年間観測回数は、増加しており、伊勢市における激しい雨の発生日数も増加する傾向にあります。



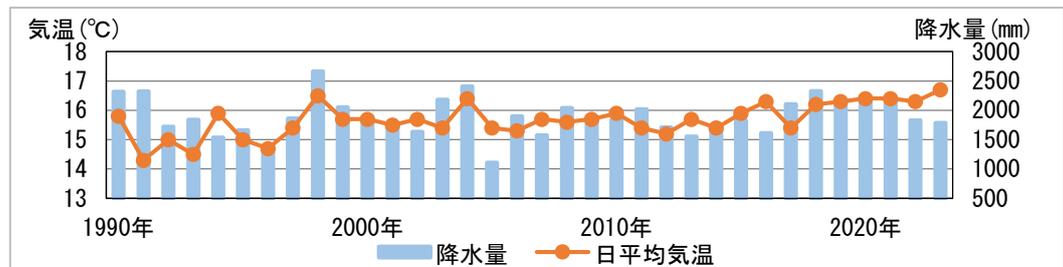
出典：伊勢市統計要覧（伊勢市ホームページ）より作成

5カ年平均の月別平均気温と月別降水量（2019年から2023年）



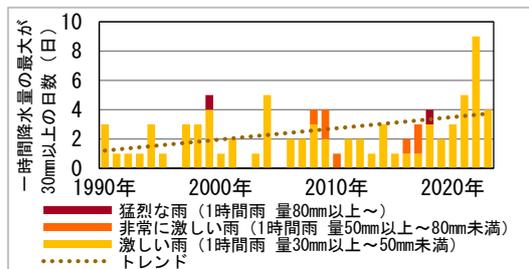
出典：過去の気象データ・ダウンロード（気象庁ホームページ）より作成

小俣気象観測所の月別平均気温と月別降水量平年値（1991年～2020年）



出典：過去の気象データ・ダウンロード（気象庁ホームページ）より作成

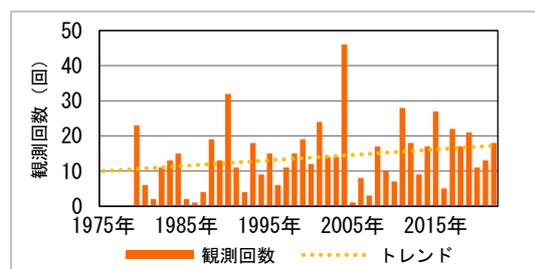
小俣気象観測所の日平均気温と年間降水量（1990年～2023年）



出典：過去の気象データ・ダウンロード（気象庁ホームページ）より作成

※小俣気象観測所の1時間降水量の最大が30mm以上の日数を示す（1990年～2023年）

激しい雨の発生日数



出典：三重県気候変動適応センター ホームページより作成

※三重県内20地点あたりの1時間降水量50mm以上の年間観測回数（1979年～2022年）

1時間降水量50mm以上の年間観測回数（三重県）

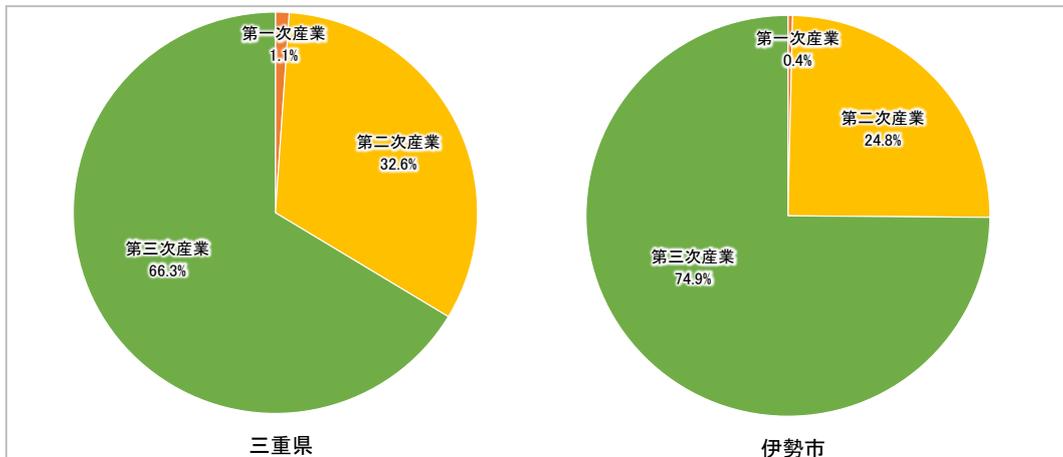
## (5) 産業

令和3年経済センサス活動調査によると、観光都市である伊勢市は、第三次産業の従業者数の割合が三重県全体に比べて高いです。

「第2次伊勢市農村振興基本計画」（令和5年3月）によると、農業生産は、コシヒカリを中心とした稲作が主体です。総農家数及び農家人口は減少しており、遊休農地は、担い手農家や地域の農業関係団体等の遊休農地解消の取り組みによって年々減少しています。

市勢統計要覧（2023年版）によると、2020年における農林業経営体数は6経営体で、2015年（12経営体）から半数に減少しています。

市勢統計要覧（2023年版）によると、2018年における販売金額第1位の漁業種類別経営体数は「採貝・採藻」が最も多く39経営体、次いで「わかめ類・のり類養殖」が13経営体です（総数：77経営体）。

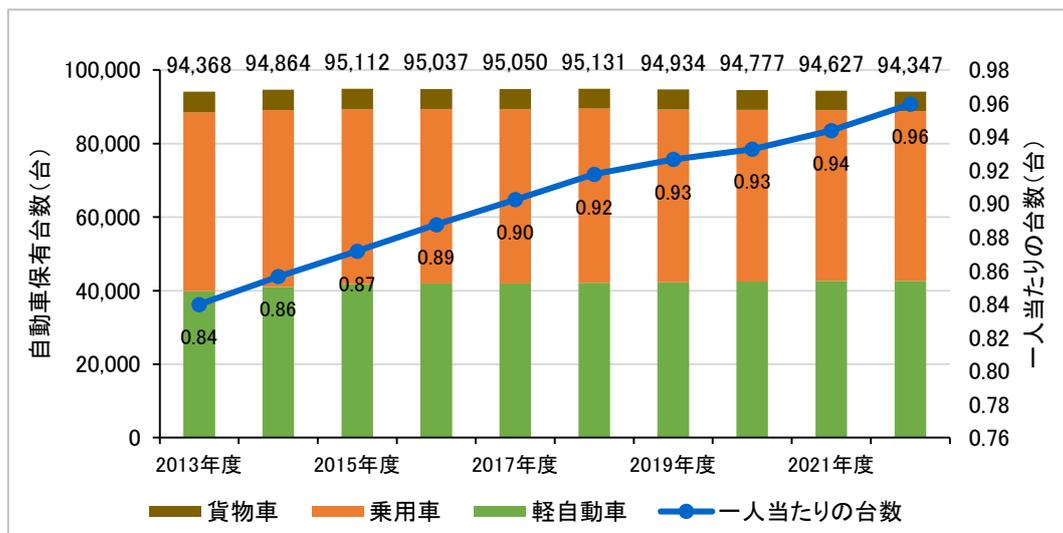


出典：令和3年経済センサス活動調査より作成

産業別従業者数の割合

## (6) 自動車保有台数

自動車保有台数は、わずかに減少しています。内訳は、貨物および旅客が減少し、軽自動車が増加しています。一人当たりの台数は、増加しています。



出典：伊勢市統計要覧（伊勢市ホームページ）より作成

※貨物車は、自動車登録台数のうち貨物車の普通車および小型車の合計。乗用車は、自動車登録台数のうち乗用車の普通車および小型車の合計。軽自動車は、軽自動車登録台数のうち四輪乗用自家用、四輪貨物自家用、四輪乗用営業用および四輪貨物営業用の合計。

※一人当たりの台数は、乗用車および軽自動車（四輪乗用自家用）の台数を人口（18～74歳）で除して求めた。

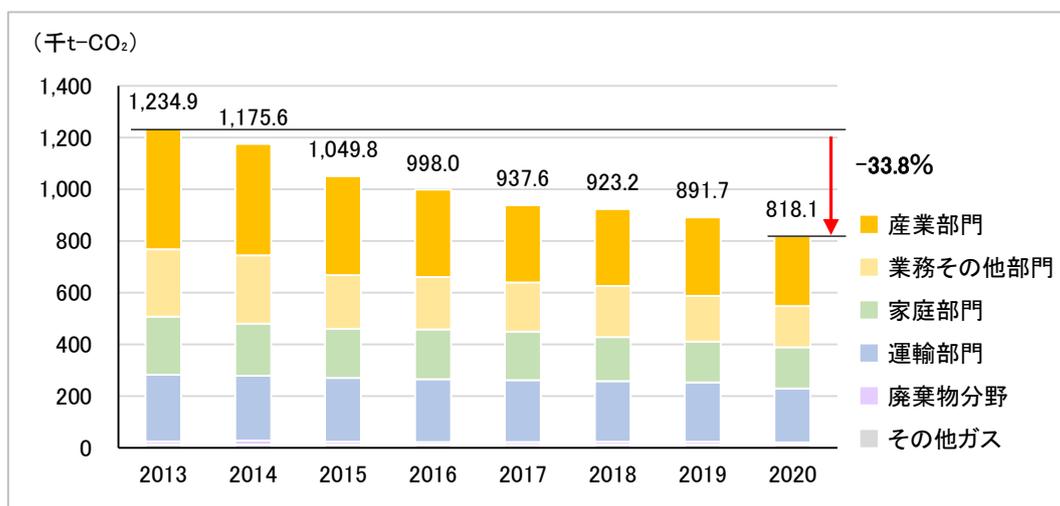
自動車保有台数

## 2-2 気候変動分野

### (1) 温室効果ガス排出量

#### ① 伊勢市域における温室効果ガス排出量

伊勢市の 2020 年度の温室効果ガス排出量は 818.1 千 t-CO<sub>2</sub> で、基準年度(2013 年度) に比べ 33.8% (416.9 千 t-CO<sub>2</sub>) 減少しています。

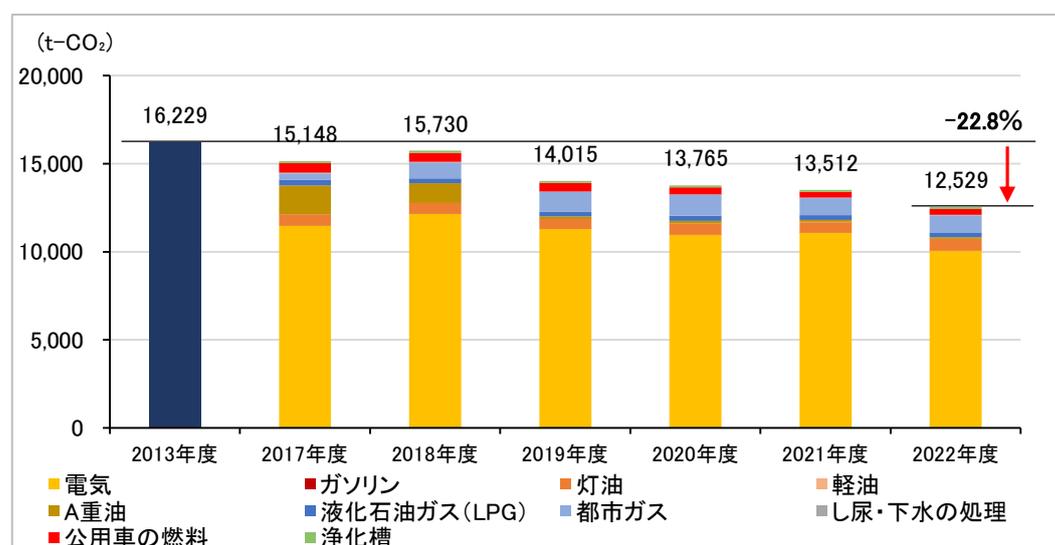


出典：「脱炭素社会実現に向けた温室効果ガス排出量等の現状把握業務委託 報告書」(令和 6 年 1 月)

伊勢市域における温室効果ガス排出量

#### ② 伊勢市の事務事業における温室効果ガス排出量

伊勢市の事務事業における 2022 年度の温室効果ガス排出量は 12,529t-CO<sub>2</sub> で、基準年度(2013 年度) に比べ 22.8% (3,700t-CO<sub>2</sub>) 減少しています。

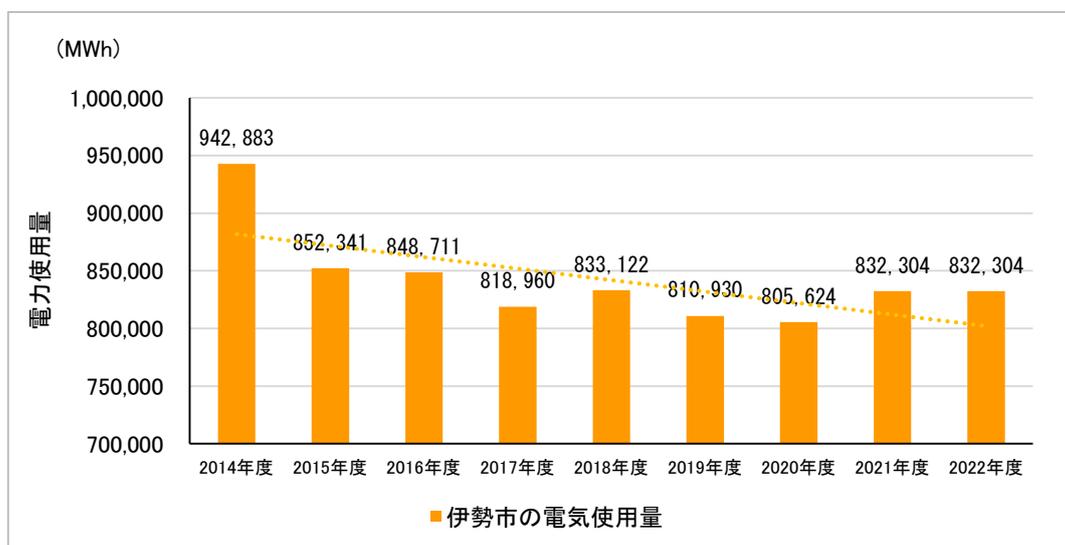


出典：伊勢市提供データより作成

伊勢市の事務事業における温室効果ガス排出量

## (2) 電力使用量の経年変化

伊勢市域の電力使用量は、年度によってばらつきがありますが、概ね減少する傾向にあります。



出典：自治体排出量カルテより作成

※区域の電気使用量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の標準的手法を参考に、総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計の部門別の電気使用量を各部門の活動量で按分して推計。ただし、統計資料の公表年度の違いから最新年度の区域の電気使用量は、その1年度前の値を用いている。

### 伊勢市の電力使用量の推移

### (3) 再生可能エネルギー導入量状況

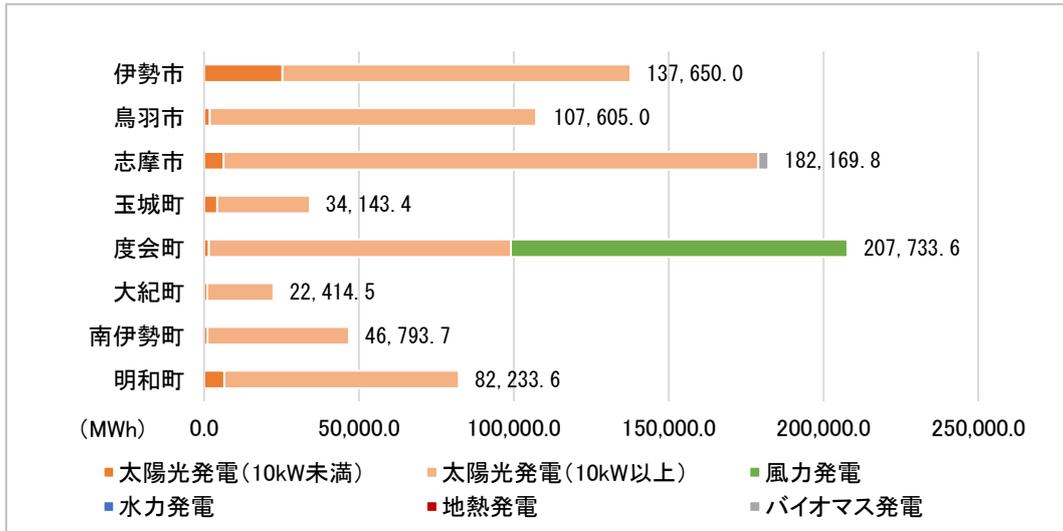
#### ① 近隣市との比較

2022 年度における伊勢市の再生可能エネルギー発電電力量は 137,650.0MWh で、導入されている再生可能エネルギーは太陽光発電のみです。

その内訳は、10kW 未満が 25,233.1MWh、10kW 以上が 112,416.9MWh です。

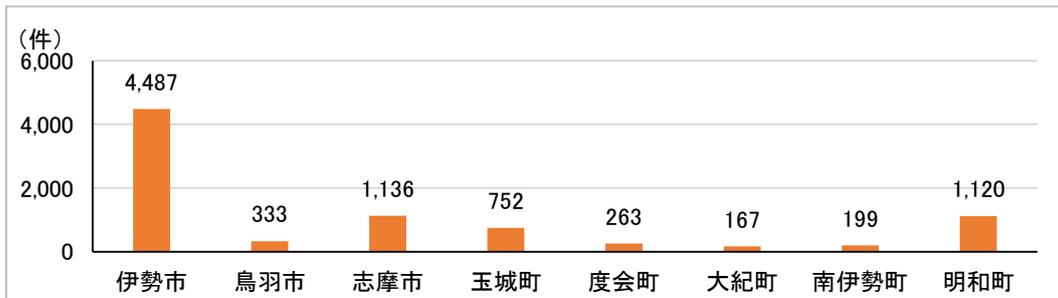
また、住宅用太陽光発電（10kW 未満）の導入件数は、4,487 件です。

伊勢志摩定住自立圏の 8 市町で比較すると、伊勢市は、10kW 未満の太陽光発電による発電電力量および導入件数が多く、世帯数当たりの導入割合においても全国より多い割合となっています。



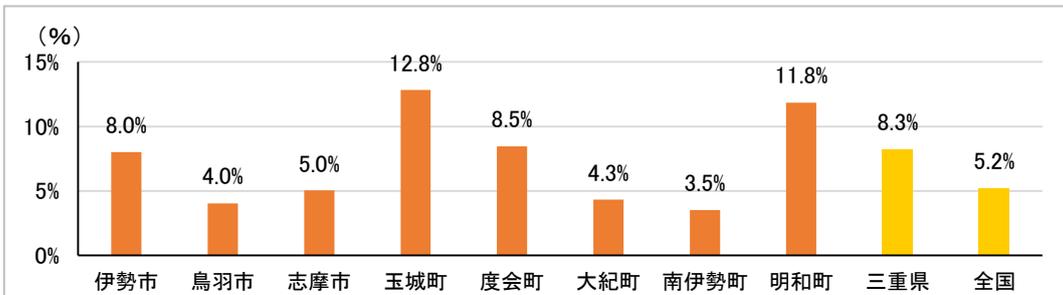
出典：自治体排出量カルテより作成

伊勢市及び近隣市町における再生可能エネルギー発電電力量



出典：自治体排出量カルテより作成

伊勢市及び近隣市の太陽光発電（10kW 未満）導入件数



出典：導入件数：自治体排出量カルテより作成

世帯数：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数より作成

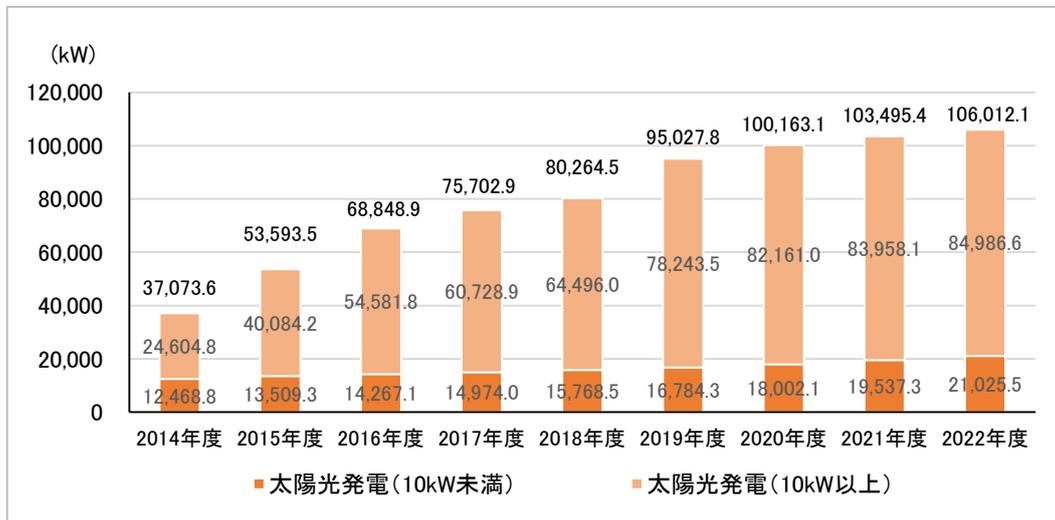
※10kW 未満の太陽光発電設備（住宅等に設置されるもの等の比較的小規模な太陽光発電）の導入件数を、住宅への太陽光発電の導入実績とみなし、世帯数で除して導入割合を求めた。

伊勢市及び近隣市の太陽光発電（10kW 未満）導入割合

## ② 固定価格買い取り制度（FIT 制度）の推移

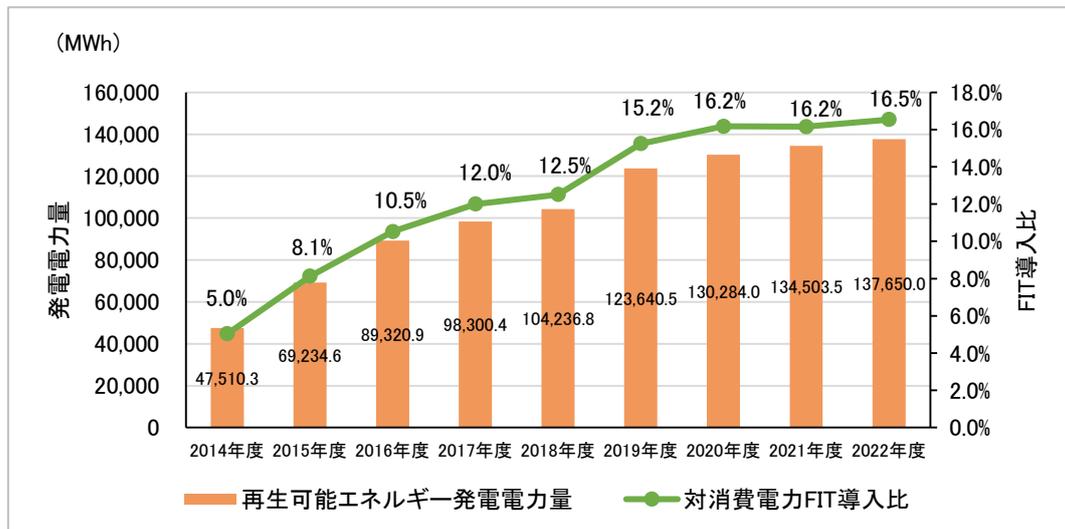
2022 年度の再生可能エネルギー設備の導入容量は 106,012.1kW で、年々増加しています。

また、発電電力量 137,650.0MWh は、伊勢市内の消費電力 832,304.2MWh の 16.5%に相当します。



出典：自治体排出量カルテより作成  
 ※廃止届が提出された施設は含まれていない。

FIT 制度における再生可能エネルギー設備の導入容量



出典：自治体排出量カルテより作成  
 ※廃止届が提出された施設は含まれていない。

再生可能エネルギーによる発電電力量

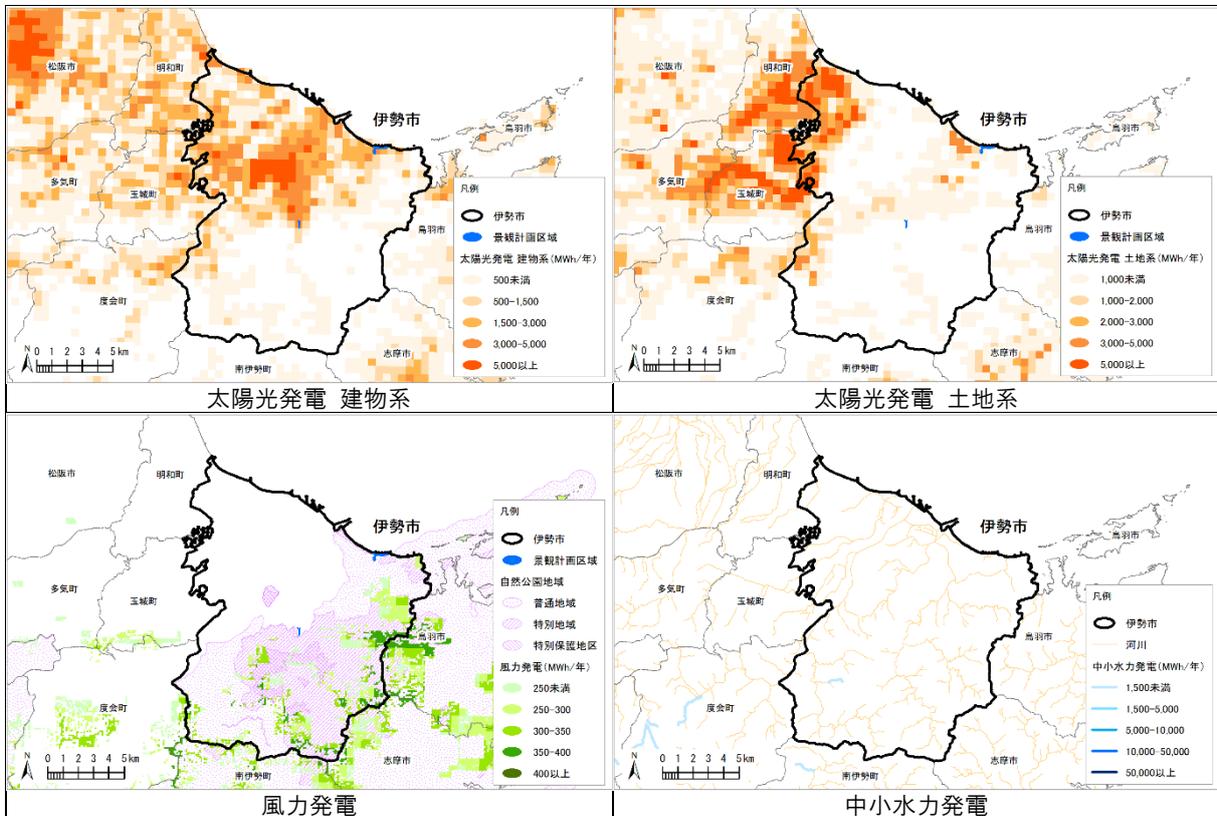
#### (4) 環境省が示す伊勢市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

環境省の「REPOS」(再生可能エネルギー情報提供システム)で公表されている「自治体再エネ情報カルテ」による伊勢市の再生可能エネルギーのポテンシャルは、発電で2,115,117.7MWh/年、熱利用で7,724,066.1GJ/年が見込まれています。

伊勢市における再生可能エネルギーのポテンシャル量

再生可能エネルギー		ポテンシャル			
		導入量 (MWh/年) または 発熱量 (GJ/年)	設備容量 (MW)		
発電	太陽光	建物系	766,187.1	555.9	
		土地系	730,688.2	533.0	
		合計	1,496,875.2	1,088.9	
	風力	陸上風力	618,062.3	213.5	
		中小水力	河川部	180.2	0.03
			農業用水路	0.0	0.0
		合計	180.2	0.03	
	バイオマス	木質バイオマス	0.0	0.0	
地熱		0.0	0.0		
合計		2,115,117.7	1,302.4		
熱利用	太陽熱	1,617,406.0	-		
	地中熱	6,106,660.1	-		
	合計	7,724,066.1	-		

出典：自治体再エネ情報カルテ



出典：再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、「REPOS」(環境省)より作成  
行政界、景観計画区域、自然公園区域および河川は、国土交通省国土数値情報ダウンロードサービスより作成

#### 再生可能エネルギーポテンシャルマップ

## (5) 三重県における気候変動の影響

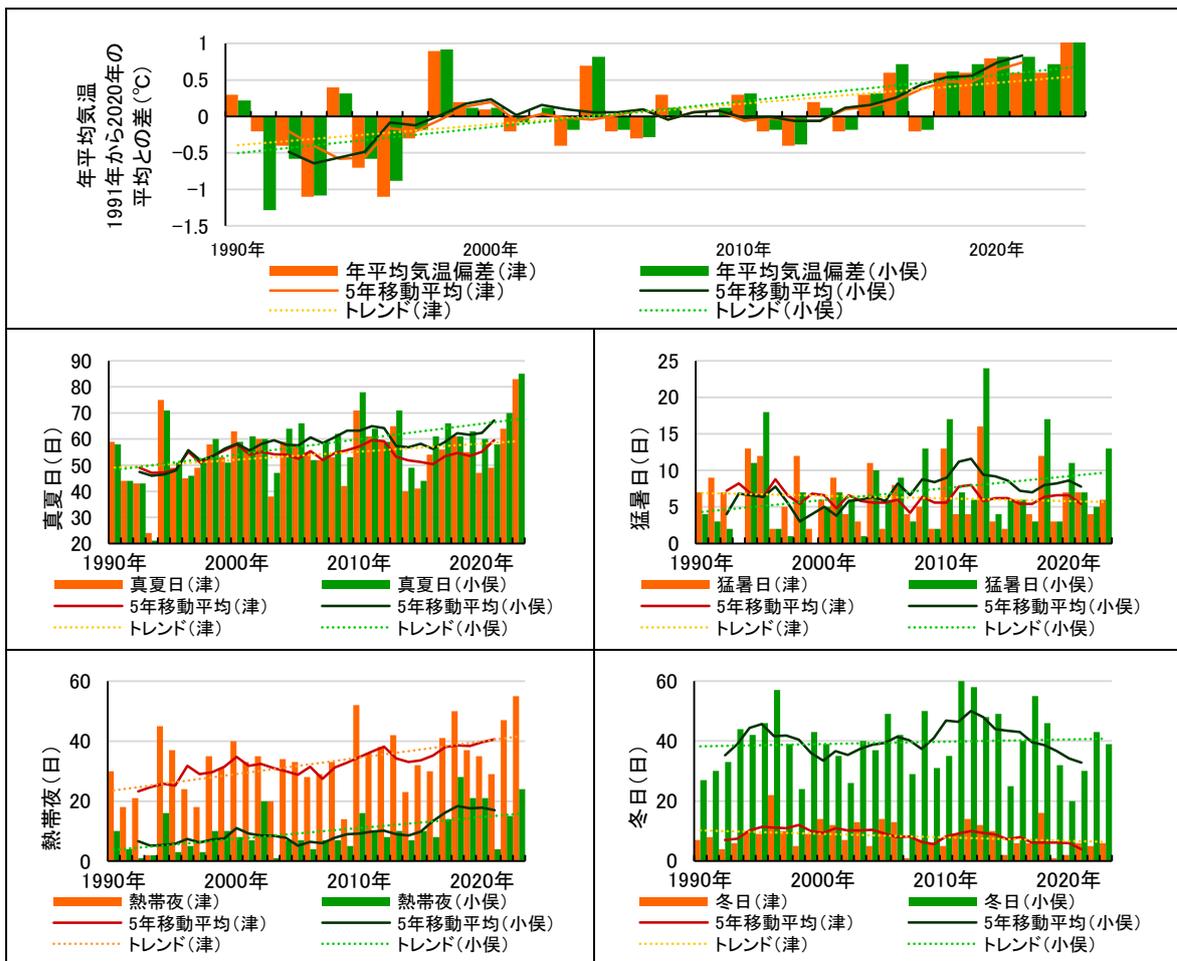
### ① 気温変化

三重県内には気温を観測している地点が12地点あり、そのうち「小俣」が伊勢市に位置しています。小俣における年平均気温は高くなる傾向にあり、真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数も増加傾向にあります。

過去30年間の変化傾向と2022年の状況

項目	30年間の変化	2022年の状況
年平均気温の変化(°C)	1.12(気温の上昇)	16.3(年平均気温)
真夏日の年間日数の変化(日)	10.9(日数増加)	64(年間日数)
猛暑日の年間日数の変化(日)	4.0(日数増加)	4(年間日数)
熱帯夜の年間日数の変化(日)	12.2(日数増加)	23(年間日数)
冬日の年間日数の変化(日)	14.6(日数減少)	32(年間日数)

出典：三重県気候変動影響レポート2023(令和6年3月,三重県)



出典：津：東海地方のこれまでの気候の変化(観測成果)(東京管区気象台ホームページ)より作成

小俣：過去の気象データ・ダウンロード(気象庁ホームページ)より作成

※ 真夏日：最高気温が30°C以上の日

猛暑日：最高気温が35°C以上の日

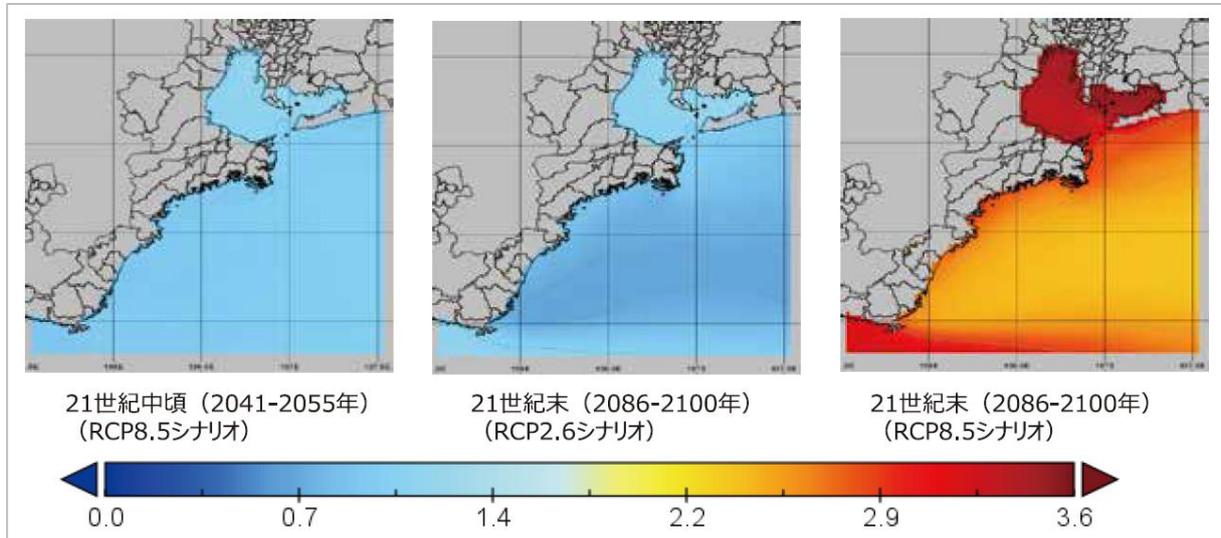
熱帯夜：最低気温が25°C以上の日

冬日：最低気温が0°C未満の日

気温の変化の状況(1990年~2023年)

## ② 海水温の変化

このまま温室効果ガスを排出し続けた場合、21世紀末（2086年～2100年）に三重県沿岸の海水温は、基準年（1991年～2005年）と比べて2℃～3℃以上上昇すると予測されています。



出典：これからどうなる 三重の海とさかな（令和4年2月、三重県気候変動適応センター）

※RCP2.6 シナリオ：厳しい対策により、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した場合のシナリオ

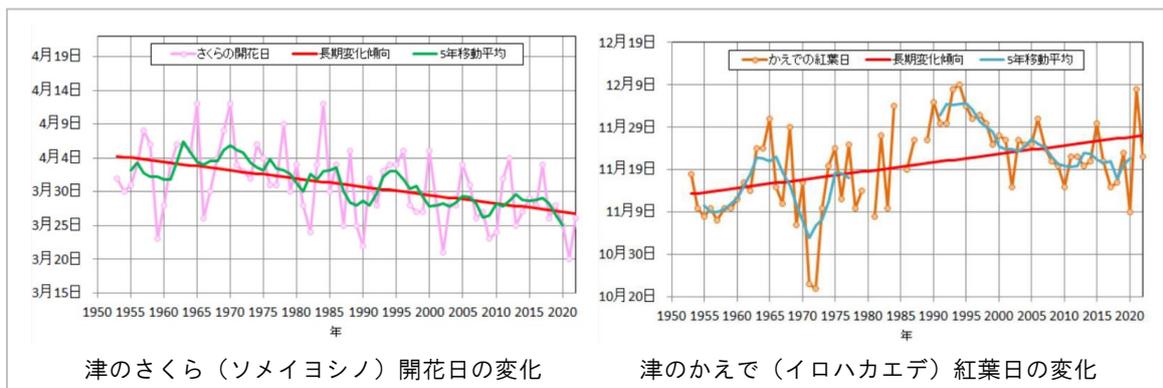
※RCP8.5 シナリオ：厳しい対策をとらずに、温室効果ガスの排出を続けた場合のシナリオ

三重県沿岸の平均水温の変化（1991年～2005年を基準とした上昇幅）

## ③ 自然生態系

津地方気象台では津偕楽公園のソメイヨシノを標本木として、さくらの開花時期の経年変化を観測しています。さくらの開花は、標本木の花が5～6輪開いた状態で開花となります。県内におけるさくらの開花は50年につき6日ほど早くなっています。

また、津地方気象台では津偕楽公園のイロハカエデを標本木として、かえでの紅葉時期の経年変化を観測しています。かえでの紅葉は、標本木全体を眺めた時、葉の大部分が紅色になり、緑色がほとんど認められなくなった状態で紅葉となります。県内におけるかえでの紅葉は50年につき10日ほど遅くなっています。



出典：三重県気候変動適応センター ホームページより作成

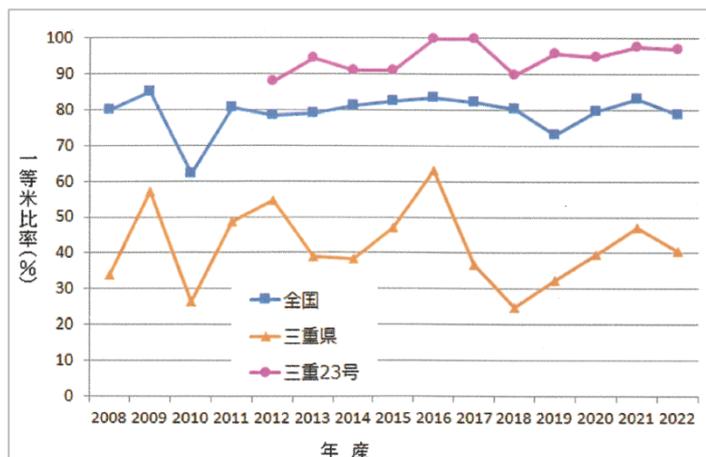
開花日および紅葉日の変化

#### ④ 農業・水産業

##### 〔水稲〕

近年、夏の暑さが厳しくなる中、三重県内で作られる米の一等米比率が全国平均に比べて、低く推移しています。

三重県農業研究所では、夏の厳しい暑さの中でもしっかりと実り、一等米となるような性質（高温登熟性）を持った、新しい米の品種「三重23号」を2011年に開発し、栽培面積拡大に取り組んでいます。



出典：三重県気候変動影響レポート 2023（令和6年3月,三重県）

米の一等米率の経年変化

##### 〔柿〕

カキ「前川次郎」は、1987年以降、満開期は早くなり、収穫最盛期は遅くなっています。開花期の気温が高いと開花が促進され、収穫期前の2ヶ月間の気温が高いと収穫最盛期が遅くなります。

生育の遅延は出荷時期の遅れを招き、高く販売できる時期を逃すことにつながります。

その対策として、満開後1ヵ月頃に樹皮を環状に剥離する環状剥皮処理が効果的であることが分かりました。

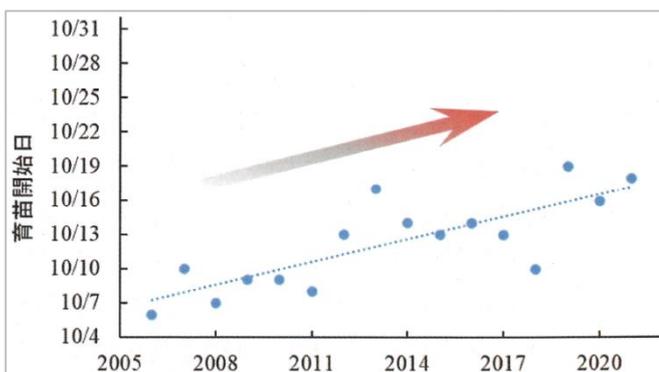


出典：三重県気候変動影響レポート 2018（平成31年3月,三重県）

カキ「前川次郎」の環状剥皮処理

##### 〔黒ノリ〕

三重県内での黒ノリの生産は、海面水温が23℃以下になる10月から行われます。近年は、海面水温の低下が遅くなっていることにより、黒ノリの養殖開始が遅れ、養殖できる期間が短くなることで十分に生長できなくなり、収量が減少しています。

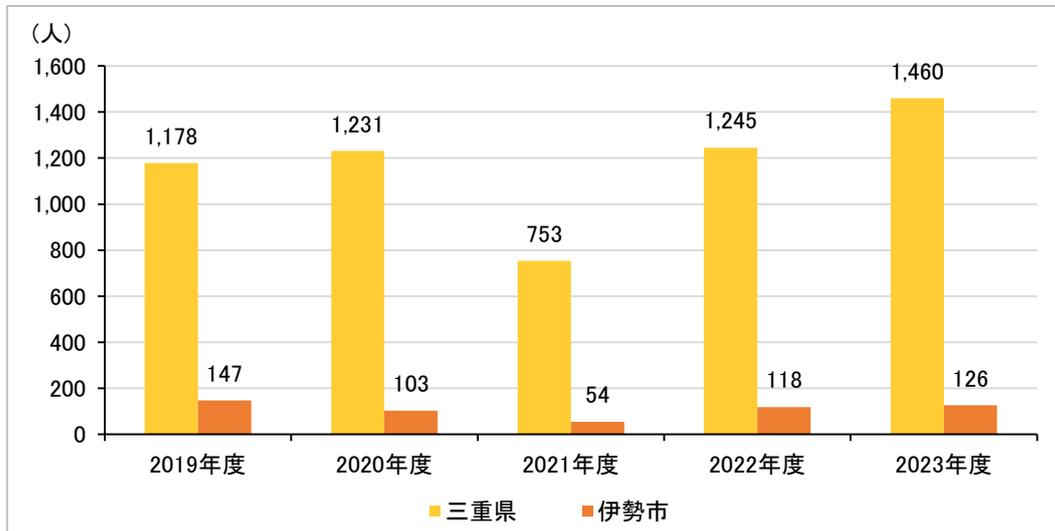


出典：三重県気候変動影響レポート 2023（令和6年3月,三重県）

鈴鹿地区における黒ノリの種付け日の経年変化

## (6) 熱中症

三重県における熱中症による救急搬送状況は、年度によってばらつきがありますが概ね増加しています。また、伊勢市における救急搬送状況は、年度によってばらつきがありますが概ね横ばいで推移しています。



出典：三重県：報道資料 熱中症による救急搬送状況（総務省消防庁ホームページ）より作成  
伊勢市：伊勢市提供資料より作成

熱中症による救急搬送状況（5月～9月）

## 2-3 資源循環分野

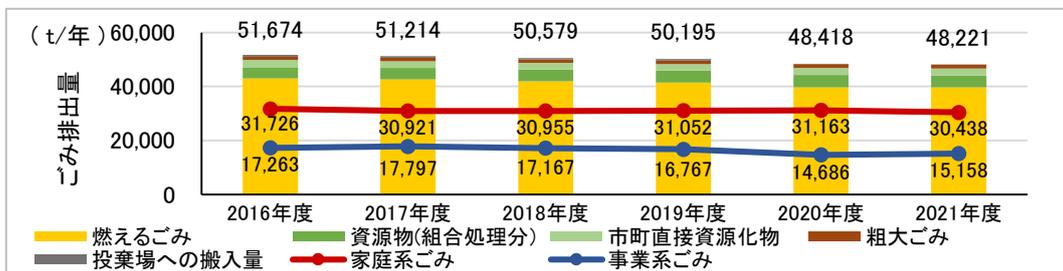
### (1) ごみ処理

ごみ排出量（家庭系および事業系）は、燃えるごみが約 8 割を占めています。また、ごみ排出量の約 7 割が家庭系ごみであり、その排出量は、わずかに減少する傾向にあります。

2021 年度の燃えるごみの組成は、「紙・布類」が最も多く 47.4%、次いで「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」が 22.0%、「厨芥類」が 19.0%です。

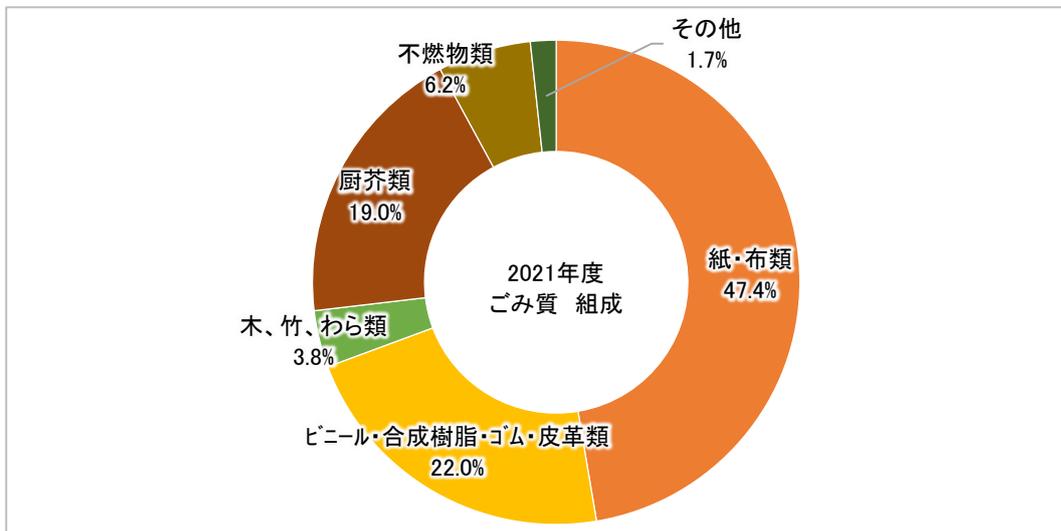
なお、「伊勢市ごみ処理基本計画改定版」（令和 5 年 3 月）で、「プラスチックごみの資源化の取組」を重点施策に掲げており、令和 6 年 4 月から燃えるごみとして収集していた日用品のプラスチック類の分別収集を開始しています。

一般廃棄物処理実態調査結果によると、伊勢市の生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量は、全国及び三重県に比べて多いです。



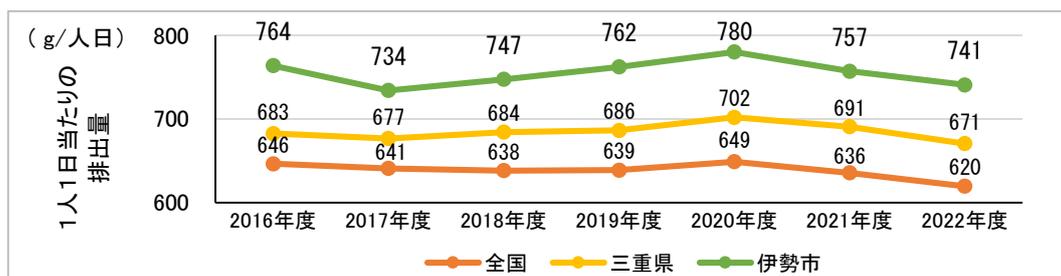
出典：伊勢市ごみ処理基本計画（令和 5 年 3 月、伊勢市）より作成

ごみ排出量（伊勢市）



出典：伊勢市ごみ処理基本計画（令和 5 年 3 月、伊勢市）より作成

燃えるごみの組成（伊勢市）



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省ホームページ）より作成

生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量

## 2-4 自然環境分野

### (1) 動植物・生態系

三重県では、絶滅のおそれのある種がある程度まとまって生息・生育する地域について、「希少野生動植物種主要生息生育地（ホットスポットみえ）」として示しており、伊勢市においては、外城田川・宮川・五十鈴川河口干潟一帯、松下社とロマンの森一帯、横輪川上流域の3地域が示されています。

#### 伊勢市のホットスポットみえ

##### 〔外城田川・宮川・五十鈴川河口干潟一帯〕

アカウミガメの産卵地、コアジサシの繁殖地となっています。クリイロコミミガイ、ヒロクチカノコ、ウミノナ科などの貝類やカニ類等の干潟生物が豊富にみられます。

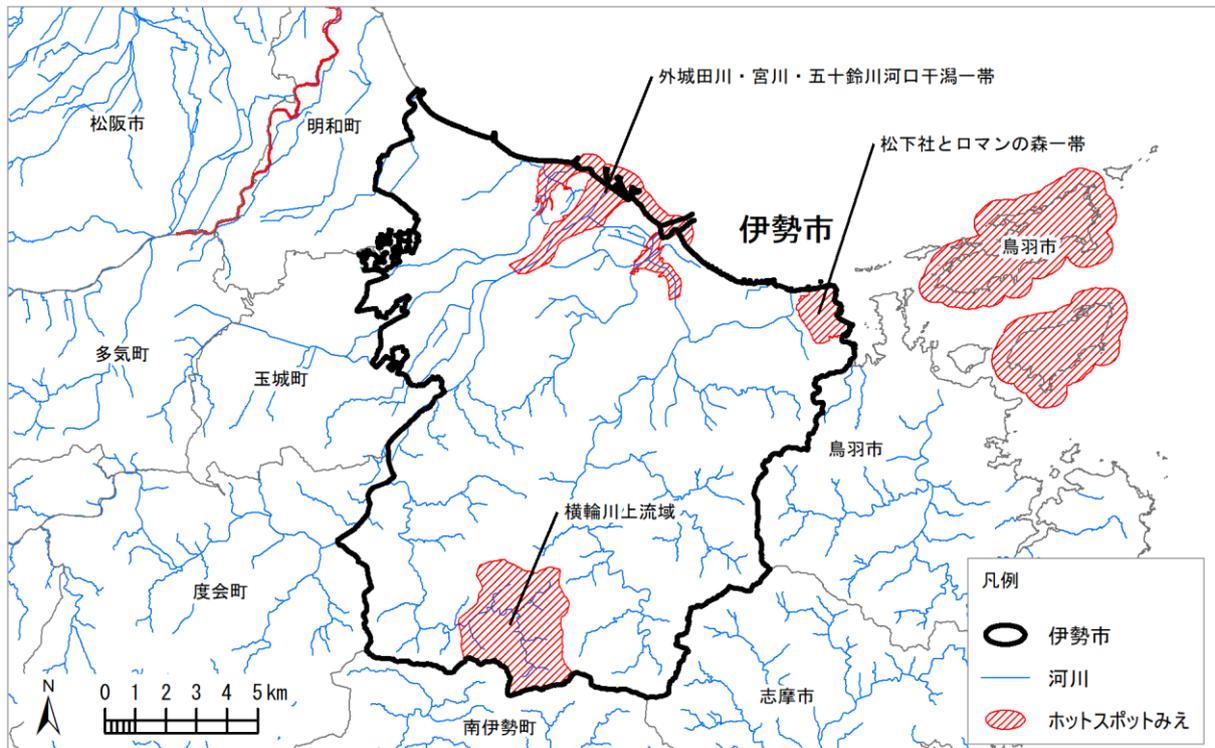
##### 〔松下社とロマンの森一帯〕

植物はミズトラノオ、シバナ、ミズネコノオ等の水生植物34種、塩湿地にはシバナ群落がみられます。動物では、貝類はマルタニシ、マツカサガイ等11種、甲殻類は18種、魚類はメダカやタナゴ類等13種、両生類はダルマガエル等9種、爬虫類は4種、鳥類はミサゴ、オオタカ、チュウサギ等51種、哺乳類は7種です。なお、社叢はスタジイ、イヌマキ等の高木から成り、林内にはタイミンタチバナ、ホソバカナワラビ等が生育しています。

##### 〔横輪川上流域〕

植物は201種、鳥類は46種が記録されクマタカ、オオタカ、サシバ等のタカ類が生息します。鷲嶺水穴・覆盆子洞にはテングコウモリや固有のシュウレイホラヒメグモおよびイワタチビメクラゴミムシ、ホラアナゴマオカチグサ等が生息します。また、河川ではスナヤツメ、アジメドジョウ、アカザ等の希少種を含む15種が確認されています。水生昆虫は、カゲロウ目20種、トンボ目14種、カワゲラ目12種等、計67種が記録されています。

出典：三重県レッドデータブック 2015（平成27年3月、三重県）より抜粋



出典：ホットスポットみえは、shp ファイルを三重県ホームページより取得して作成  
行政界および河川位置は、国土交通省国土数値情報ダウンロードサービスより作成

#### ホットスポットみえ

一方、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農産物被害が発生しており、近年では市街地への出没も確認されています。

このような背景から伊勢市は、「伊勢市鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を図っています。

### 鳥獣による被害の傾向

#### 〔ニホンジカ〕

沼木・宮本・四郷・高麗広地区を中心に、水稻、野菜類等農作物全般への被害が発生しているが、減少傾向にあります。協議会の事業により侵入防止柵を設置した箇所については被害を防ぐことができます。

#### 〔イノシシ〕

春先から水稻及び柿の収穫期となる秋口まで被害が多く、沼木・宮本・四郷・二見・小俣・高麗広地区を中心に市内の広い範囲にわたって被害が見受けられます。協議会の事業により侵入防止柵を設置した箇所については被害を防ぐことができます。

#### 〔ニホンザル〕

沼木・宮本・高麗広を中心に、年間を通じ水稻・野菜・果樹等農産物全般に対し被害が発生しています。宮本地区の一部では、地域が一体となった追払い活動や捕獲頭数の増加により被害は軽減されましたが依然出没している状況にあります。協議会の事業により、ワイヤーメッシュ柵と電気柵を複合させた侵入防止柵を設置した箇所については被害を防ぐことができます。

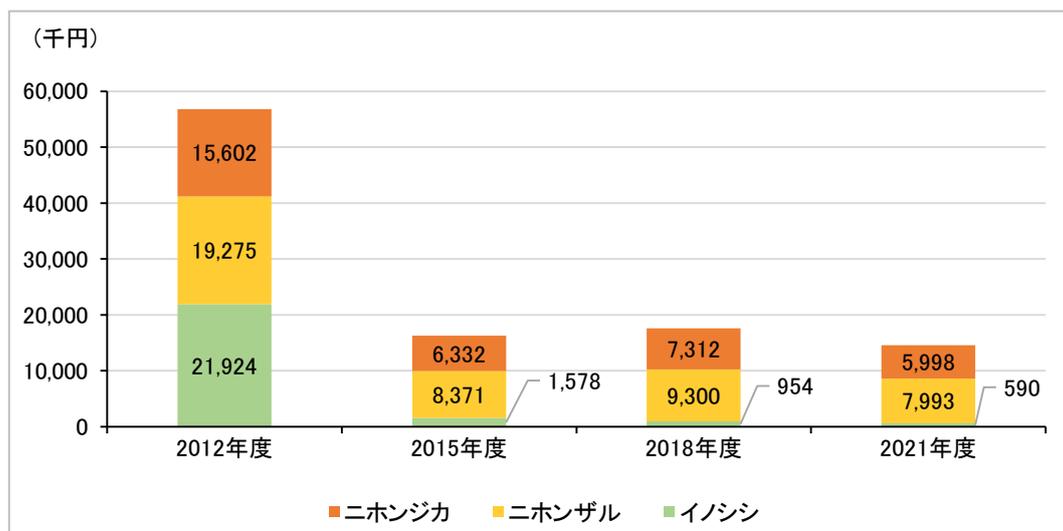
#### 〔アライグマ〕

年間を通じて市内の広い範囲にわたって目撃があります。生活圏内で出没するため、糞害や家庭菜園及び飼育されているペットへの被害が見受けられます。市で所有する捕獲檻を市民へ貸し出し、有害捕獲許可を行うことにより対応を行っていますが、目撃情報及び被害は増加している傾向にあります。

#### 〔ハクビシン〕

年間を通じて市内の広い範囲にわたって目撃があります。生活圏内で出没するため、糞害や家庭菜園への被害が見受けられます。市で所有する捕獲檻を市民へ貸し出し、有害捕獲許可を行うことにより対応を行っていますが、目撃情報及び被害は増加している傾向にあります。

出典：伊勢市鳥獣被害防止計画（令和5年1月、伊勢市）より抜粋



出典：伊勢市鳥獣被害防止計画（伊勢市）より作成

### 鳥獣被害額の推移

また、三重県内では、近年、アライグマが県内のほとんどの地域で分布していると確認され、主に果樹やスイカ、トウモロコシ、イチゴなどで農業被害が発生しています。

その他にも多くの特定外来生物や生態系被害防止外来種が確認され、特にオオクチバス、オオキンケイギク、ヌートリアなどは、生態系や在来の生物の脅威となっており、生息環境の競合による希少種の駆逐等が県内各地で問題となっています。さらに、近年では輸入された物品等に付着してヒアリが侵入した事例が県内でも確認されるなど、生活環境への影響が懸念されています。

伊勢市でも、市内の動植物の生息状況を把握することを目的として、生物調査を実施しており、条件付特定外来生物であるミシシippアカミミガメが確認されています。

その他に、植物の特定外来生物であるオオキンケイギクは、まちづくり協議会で駆除活動を行っており、東大淀地区では6年間活動を継続することで駆除に成功しています。

## (2) 自然景観

伊勢市は、神宮林をはじめとした緑深い山々、清流宮川、五十鈴川をはじめとした水脈、穏やかな伊勢湾など豊かな自然風土に恵まれています。

### 伊勢市の代表的な自然景観

#### 〔景観の基盤〕

市域の南東部に広がる朝熊山麓や鷲嶺から続く山並みは、豊かな自然景観を形成しており、市街地の背景として、伊勢の景観の基盤となっています。

#### 〔宮川〕

宮川の広大な河川景観は市域の南東部の山並みを背景に、桜並木などの緑豊かな自然景観を形成しています。

#### 〔五十鈴川上流〕

神宮宮域の自然林の中や山裾を流れ、内宮と一体となった景観を形成しています。また、中流から下流にかけての低地部ではまとまりのある田園景観が広がっています。

#### 〔伊勢湾岸〕

伊勢湾岸は、古くから港町として発達し、江戸時代には海からの舟参宮の玄関口として賑わいました。ウミガメの産卵でも知られる大湊海岸をはじめ、豊浜、北浜など穏やかな海岸景観が広がっています。

#### 〔グリーンフロント〕

市域の南東部には、神宮林を中心としてまとまった山林や里山が広がっており、北部に広がる市街地とこれらの山林の際のラインは市域の中央部をおおよそ東西に連なり、市街地の限界線となって市街地の背景となる景観を形成しています。近年、耕作放棄地も発生しており、この市街地の限界線をグリーンフロントとして、連続性ある緑豊かな景観の保全が求められています。

出典：伊勢市景観計画（平成30年11月、伊勢市）より抜粋・作成



宮川



五十鈴川上流



伊勢湾岸



グリーンフロント

出典：伊勢市景観計画（平成30年11月、伊勢市）より抜粋・作成

### 伊勢市の代表的な自然景観

### (3) 自然公園・緑地

伊勢志摩国立公園が、伊勢市域に位置しています。

なお、2018 年度における伊勢市の森林面積は、市域の約 5 割にあたる 10,956.4ha<sup>\*</sup>であり、その概ね半分を神宮林が占めています。

また、伊勢市の森林の約 6 割が針葉樹林です。

※「令和 4 年度版森林・林業統計書」（令和 6 年 2 月,三重県）の森林面積の値。

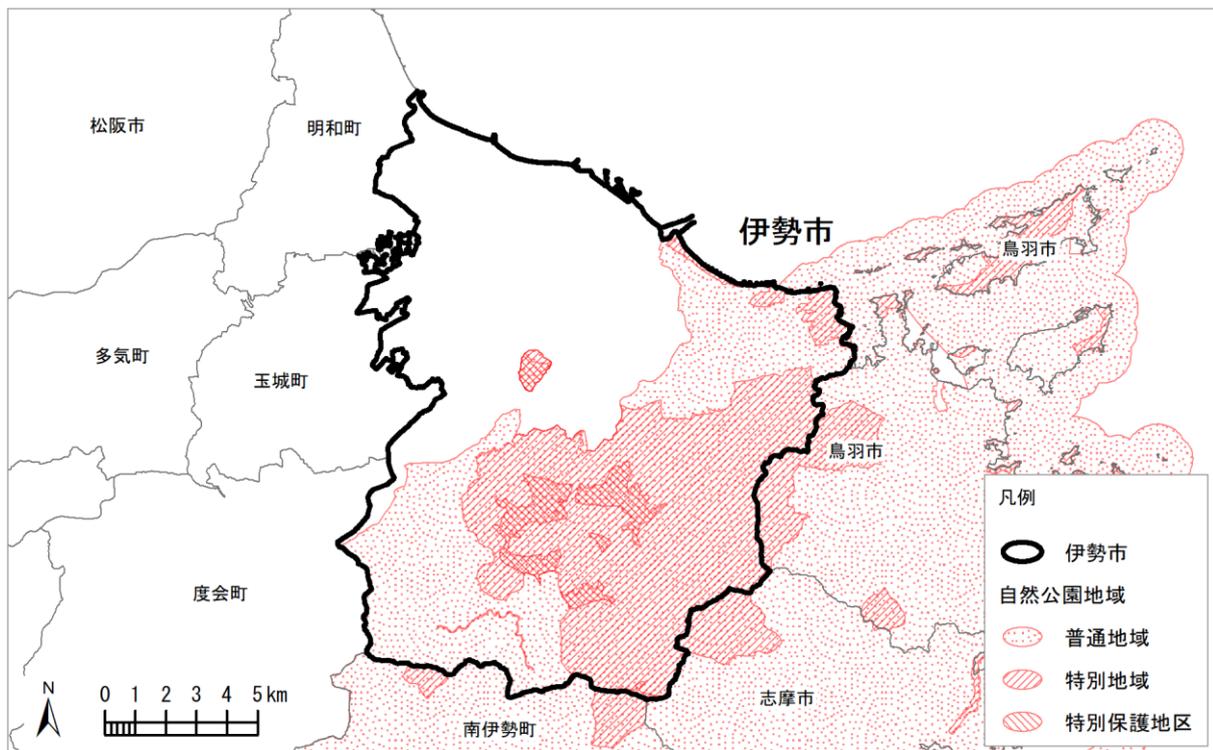
#### 伊勢志摩国立公園の特徴

伊勢志摩国立公園は、三重県中央部に位置する志摩半島とその周りに広がる国立公園で、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町にかけて、およそ 6 万 ha の広大な面積を占めています。

本公園は、おおよそ 2 つのエリアに分けられ、一つは、伊勢神宮と背後に広がる自然豊かな森林環境を中心とした内陸のエリア、もう一つは複雑な地形・地質及び小さな入り江と岬が無数に点在するリアス海岸に代表される海沿いのエリアです。

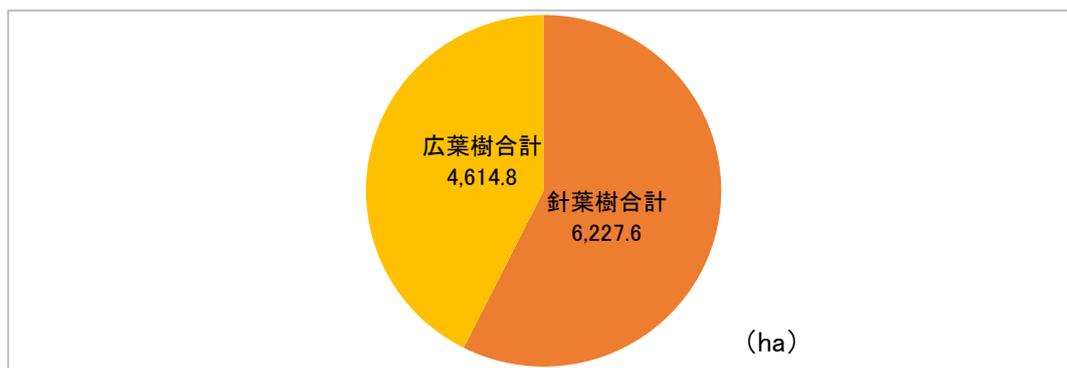
ほかの国立公園に比べると、民有地の割合が非常に高く(96%以上)、公園内の居住人口も非常に多いため、地域の方たちの生活、歴史、文化、風習などに深く触れることができるのが特徴で、美しい景観を誇るとともに人と自然の関わりを感じさせてくれる国立公園です。

出典：環境省ホームページより抜粋・作成



出典：行政界および自然公園区域は、国土交通省国土数値情報ダウンロードサービスより作成

#### 自然公園区域（伊勢志摩国立公園）



出典：森林資源管理システム PasCAL 森林 2018 年度の値より作成

#### 伊勢市の森林の樹種

## 2-5 生活環境分野

### (1) 大気環境

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、環境基準に適合していますが、光化学オキシダントは環境基準を超過した状態が続いています。

#### 大気汚染調査項目の環境基準適合状況（調査地点：伊勢市厚生中学校）

項目	適合状況				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
二酸化硫黄	○	○	○	○	○
二酸化窒素	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	×	×	×	×	×
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○

出典：大気汚染常時監視測定結果（三重県ホームページ）より作成

※適合状況 ○：適合、×：不適合

環境基準

二酸化硫黄：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

光化学オキシダント：1時間値が0.06ppm以下であること。

浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

※光化学オキシダントは、昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数で環境基準適合状況を把握。年間絶え間なく定点観測。

### (2) 水環境

公共水域におけるBOD又はCODは、環境基準に適合しています。

#### 公共水域の環境基準適合状況（河川：BOD）

（単位：mg/L）

河川名 （調査地点）	類型	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
		BOD 75%値	適合 状況								
外城田川 （野衣橋）	C	2.0	○	1.8	○	1.7	○	1.7	○	1.9	○
宮川 （度会橋）	AA	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○	1.0	○	<0.5	○
勢田川 （勢田大橋）	C	3.9	○	4.9	○	4.6	○	2.0	○	1.9	○
五十鈴川 （宇治橋）	AA	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○
五十鈴川 （掘割橋）	A	1.0	○	1.3	○	1.2	○	0.9	○	1.5	○
横輪川 （馬淵橋）	AA	0.8	○	<0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.7	○

出典：公共用水域及び地下水の水質調査結果（三重県ホームページ）より作成

※適合状況 ○：適合、×：不適合

環境基準

河川：類型AA 1mg/L以下、類型A 2mg/L以下、類型C 5mg/L以下

#### 公共水域の環境基準適合状況（海域：COD）

（単位：mg/L）

水域名	類型	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
		BOD 75%値	適合 状況								
伊勢地先海	B	2.7	○	1.8	○	2.1	○	1.8	○	2.1	○

出典：公共用水域及び地下水の水質調査結果（三重県ホームページ）より作成

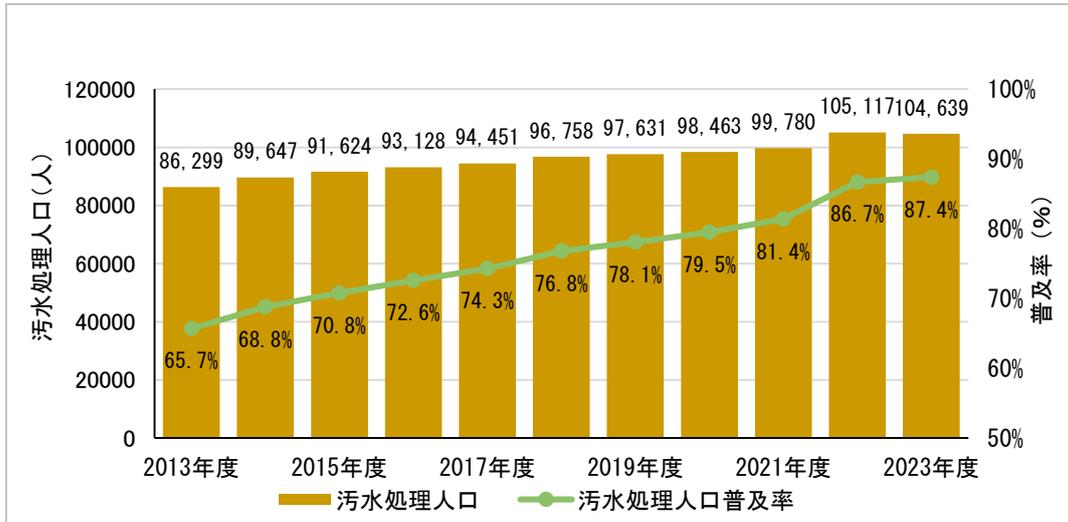
※適合状況 ○：適合、×：不適合

環境基準

海域：類型B 3mg/L以下

### (3) 汚水処理人口普及率

伊勢市の汚水処理人口普及率は、毎年増加しています。



出典：伊勢市統計データベース（伊勢市ホームページ）より作成

汚水処理人口普及率

### (4) 騒音・振動

伊勢市の幹線道路における自動車交通騒音および自動車交通振動は、2022年度に測定した全ての地点で環境基準又は要請限度に適合しています。

自動車交通騒音の環境基準適合状況（2022年度）

測定地点	道路名	類型	用途地域	昼間			夜間		
				等価騒音レベル (dB)	環境基準		等価騒音レベル (dB)	環境基準	
					基準値 (dB)	適合状況		基準値 (dB)	適合状況
勢田町	伊勢自動車道	B	第一種住居地域	63	70	○	54	65	○
常磐2丁目1	鳥羽松阪線	C	近隣商業地域	67	70	○	58	65	○
御園町高向	伊勢松阪線	-	未指定	64	-	-	54	-	-

出典：自動車交通騒音測定結果（三重県ホームページ）より作成

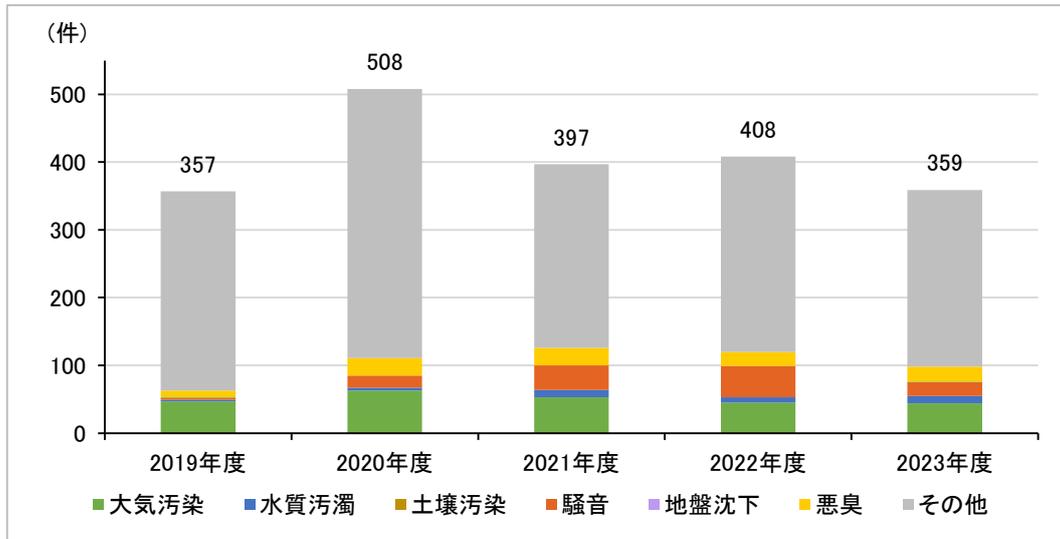
自動車交通振動の要請限度適合状況（2022年度）

測定地点	道路名	用途地域	昼間		夜間	
			振動レベル (dB)	要請限度適合状況	振動レベル (dB)	要請限度適合状況
伊勢市役所	伊勢南島線	近隣商業地域	33	○	31	○

出典：自動車交通振動実態調査結果（三重県ホームページ）より作成

## (5) 公害苦情件数

伊勢市では毎年、大気汚染や騒音などの苦情が寄せられています。



出典：伊勢市提供データより作成

公害苦情件数

## (6) 文化財

伊勢市の文化財 231 件のうち、市指定の記念物は、「蓮台寺柿」や「オヤネザクラ（お屋根桜）」等 12 件です。

伊勢市内指定文化財等件数

区分	有形文化財 (国宝)		有形文化財								無形文化財		民俗文化財		記念物			合計
	書跡	考古資料	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料	芸能	工芸	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
国指定	1	1	3	2	6	8	9	5	3	2				1	4	1		46
県指定			3	2	8	1	4	3	2				1	7		2	3	36
市指定			2	8	20	19	10	6	7	5			1	17	5		7	107
国選択														3				3
県選択																		0
市選択													1					1
国登録			38															38
合計	1	1	46	12	34	28	23	14	12	7	0	0	2	29	9	3	10	231

出典：伊勢市内指定文化財等件数一覧（令和 5 年 1 月 23 日現在）（三重県ホームページ）より作成

天然記念物

名称	所在地	指定年月日
松下社の大クス	伊勢市二見町	1937 年 12 月 10 日
鷲嶺の水穴	伊勢市矢持町	1965 年 12 月 9 日
覆盆子洞（いちごどう）	伊勢市矢持町	1968 年 3 月 18 日
蓮台寺柿	伊勢市勢田町	1958 年 12 月 22 日
おがたまの木	伊勢市矢持町	1973 年 12 月 5 日
オヤネザクラ（お屋根桜）	伊勢市岡本	1986 年 7 月 3 日
旭町のアイナシ	伊勢市旭町	1989 年 3 月 3 日
臥竜梅	伊勢市御萱町	1971 年 8 月 1 日
弥栄の松	伊勢市大湊町	2009 年 5 月 1 日
浅間堤のケヤキ	伊勢市中島	2023 年 1 月 23 日

## (7) 都市公園

伊勢市の1人当たり公園面積は、約7m<sup>2</sup>/人です。

都市計画公園整備状況

種別	箇所数	面積 (ha)	1人当たり公園面積 (m <sup>2</sup> /人)
街区公園	69	8.9	-
近隣公園	4	5.5	-
地区公園	-	-	-
総合公園	2	45.6	-
運動公園	1	18.5	-
特殊公園 (風致公園)	1	7.8	-
合計	77	86.3	7.2

出典：2024 伊勢市の都市計画（令和6年4月、伊勢市）より作成

※公園の種別

街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

総合公園：都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園

運動公園：都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園

特殊公園 (風致公園)：主として風致を享受することを目的とする公園

※総合公園の大仏山公園については、明和町、玉城町分を含む。

※1人あたり公園面積は、市計画公園の合計面積を人口で除して求めた。

## (8) 景観

「伊勢市景観計画」(平成30年11月、伊勢市)において、市民共有の財産である伊勢市固有の豊かな自然風土や個性あふれる歴史文化に育まれた景観を後世に引き継いでいくため、市域を「一般地区」、「沿道景観形成地区<sup>※</sup>」、「重点地区」に区分して、良好な景観の形成を図っています。重点地区は、「内宮おはらい町地区」および「二見町茶屋地区」です。また、伊勢市景観計画に基づき、一定規模以上の建築物等は届出の対象となっています。なお、太陽光発電施設の設置においても、高さ10mを超えるものまたは1,000m<sup>2</sup>以上(モジュール面積)のものは届出が必要となります。

※沿道景観形成地区

- ・歴史的まちなみ(本市固有の建造物、史跡、遺跡等と周囲の景観が一体となって、伝統と文化を形成しているものをいう。)の景観を保全すべき区域
- ・賑わいのある景観を保全又は創出すべき区域
- ・自然景観、眺望景観を保全すべき区域



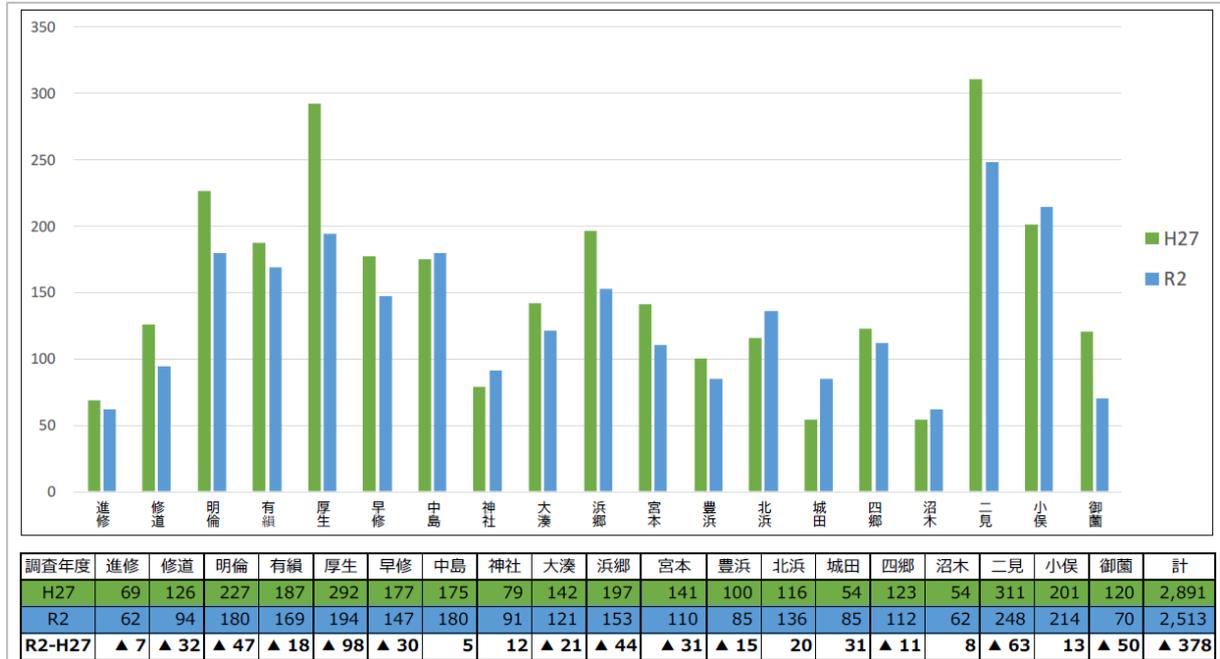
出典：伊勢市景観計画(平成30年11月、伊勢市)より作成

景観計画区域

## (9) 空き家

伊勢市の空き家は、2015年度には2,891件でしたが、2020年度には2,513件となり378件減少しました。特に、明倫・厚生・浜郷・二見・御園の各地区では大幅な減少がみられます。

伊勢市の空き家率は、約15%で、三重県の割合と同じだが、全国と比較すると少し高くなっています。



出典：第2期伊勢市空家等対策計画（令和4年3月、伊勢市）

### 地区別の空き家数の推移

#### 空き家率

	住宅総数（戸）	空き家（戸）	空き家率（%）
伊勢市	59,050	8,990	15.2%
三重県	853,700	129,600	15.2%
全国	62,407,400	8,488,600	13.6%

出典：平成30年住宅・土地統計調査より作成

※空き家の戸数は、「二次的住宅」、「賃貸用又は売却用の住宅」、「その他の住宅」が含まれています。

二次的住宅：別荘及びその他（たまに寝泊まりする人がいる住宅）

賃貸用又は売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅：上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

## 2-6 共通基盤分野

### (1) 伊勢市環境会議

伊勢市環境会議は、伊勢市の環境保全・環境意識の向上を目的に、市民や企業の代表者、行政等により平成 25 年 4 月に発足しました。

毎月の定例会において会員が知恵を出し合い、協力して啓発事業等を行っています。

#### 伊勢市環境会議の活動実績（2023 年度）

事業名	活動名
きれいなまちづくり推進事業	ごみゼロ早朝清掃
	MOTTAINAI ポスターコンクール
生活排水対策推進事業	いきものログ
	勢田川ウォッチング
	勢田川七夕大そうじ
	水生生物による水質調査
	神前海岸清掃活動、水辺のごみ実態調査等
イベント事業	いせトピア子ども夏まつり
	いせトピア子ども新春まつり
	伊勢市環境フェア
	みえ環境フェア
その他事業	環境出前講座(小学生対象)
	環境出前講座(園児対象)
	百五銀行ロビー展示
	地球温暖化街頭啓発

出典：伊勢市提供資料

## (2) 事業所等との連携

### ① 皇學館大学との連携事業

皇學館大学と市は、文化・教育・学術等の分野で相互に機能向上を図るとともに、地域の活性化と人材の育成を図ることを目的に、平成20年7月11日に連携協定を締結しています。

環境分野における連携として、教育学部生物学ゼミ及び理科教育学ゼミによる昆虫を活用した環境に関する出前講座を実施しています。

皇學館大学環境出前講座実績

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	13	0	1	8	10
参加人数	249	0	12	350	381

出典：伊勢市提供資料

### ② 事業者における環境教育

事業者においては、事業者自らの企画による環境教育等が社会貢献活動として実践されており、各事業者が有する人材・学習教材となりうる資材の提供等の協力をいただくことで学習環境の充実を図るため、環境教育に関する協定書を締結しています（協定：5事業者）。

協定に基づき、市内の小学校向けに環境出前講座等を実施しています。

事業者別環境学習講座実績

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	15	0	1	4	10
参加人数	221	0	54	111	456

出典：伊勢市提供資料

### 3. 基礎調査に基づく課題の整理

国内外の動向、伊勢市の環境の現状、これまでの4年間の取組の総括および市民・事業者の意向から考えられる課題は以下のとおりです。

#### (1) 気候変動分野

- ・ 2030年度の削減目標46%削減を達成するためには、さらなる対策を講じる必要があり、特に市域の排出量の約50%を占める、事業者の活動の省エネルギー化に対する取組が重要と考えます。(P12 掲載)
- ・ 温室効果ガス排出量削減に資するために、市域内で生産し使用する再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。(P15 掲載)
- ・ 市民アンケートでは、再生可能エネルギーを利用している市民は約2割にとどまっています。そのため、啓発や環境教育による再生可能エネルギー導入・利用意欲の醸成や、補助事業等の取組を推進していく必要があります。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を進めるにあたり、景観計画区域等を考慮し、景観への影響を可能な限り低減・回避する必要があります。(P30 掲載)
- ・ 市の事務事業における2022年度の温室効果ガス排出量は、2013年度に比べ22.8%減少しています。2030年度目標値の50%削減を目指して、「伊勢市公共施設等の脱炭素化方針」に基づいた公共施設の脱炭素化などの取組を実施していく必要があります。(P12 掲載)
- ・ 市内における1人当たりの自動車保有台数は増加しています。移動に伴う温室効果ガス排出量を削減するために、電気自動車等の環境に配慮した車両への移行や省エネにつながる運転を引き続き推進する必要があります。(P11 掲載)
- ・ 自家用車に依存する交通手段から公共交通機関・自転車の利用への転換を促進し、利便性向上に取り組む必要があります。(P11 掲載)
- ・ 公共交通機関については、現在、電動バスが運行していますが、引き続き電動バスの導入の推進、再エネ電力の利用等、移動による脱炭素化を進める必要があります。(P12 掲載)
- ・ 市民アンケートでは、公共交通機関の充実を望む声が多く上がっているため、公共交通の定時制・速達性の確保等の取組を引き続き推進する必要があります。
- ・ 熱中症による救急搬送は概ね増加傾向にあり、熱中症対策については引き続き「クーリングシェルター」などの運用とともに熱中症予防の啓発、情報発信を強化する必要があります。(P20 掲載)
- ・ 近年の集中豪雨を見ると、浸水対策については引き続き対策を進めるとともに、内水ハザードマップの周知等、内水浸水のリスク情報の発信の取組の推進等の住民の適切な避難につながる取組みも必要です。(P10 掲載)

## (2) 資源循環分野

- ・「伊勢市ごみ処理基本計画」の目標達成に向けて、引き続き 3R を推進しごみの排出量の減量や資源化に努める必要があります。(P21 掲載)
- ・ごみ組成調査の結果では、「紙・布類」、「厨芥類」の割合が高いため、雑がみの分別や生ごみの堆肥化・減量化等の取組を引き続き推進する必要があります。(P21 掲載)
- ・市民アンケートでは、9 割以上の市民がごみの分別を実施していますが、令和 6 年 4 月から、ごみの分別ルールを改定し製品プラスチックの分別回収を開始したため、SNS や新規導入したアプリ等でルールを周知、徹底する必要があります。(P21 掲載)
- ・事業者アンケートでは、約 6 割の事業者が「ごみ排出が少ない事業活動の実践」に取り組んでいると回答しているため、循環型社会の構築に向けて、ごみの減量や分別、食品ロス削減等の取組を、引き続き推進する必要があります。

## (3) 自然環境分野

- ・伊勢市は、生物多様性に資する豊かな自然を有しており、この自然を未来に継承するためにも水環境、森林、農地を保全する取組や生物多様性の保全を引き続き推進する必要があります。(P22-24 掲載)
- ・伊勢市に位置する伊勢志摩国立公園は、自然と調和した人の営み、伝統、文化、これらを育んできた豊かな自然を体験し、その価値を伝え、感動を与えることのできる自然資源であるため、体験活動の推進等の自然を活用する取組を引き続き実施していく必要があります。(P26 掲載)
- ・有害鳥獣による被害が確認されているため、有害鳥獣の捕獲や追い払い活動などの取組を引き続き実施していく必要があります。(P23 掲載)
- ・三重県指定希少野生動植物種や外来生物等が市内で見られるため、生物多様性保全の大切さや外来生物が与える影響などの周知啓発や生物調査等に引き続き取り組む必要があります。(P22-24 掲載)
- ・農地環境を保全するために、遊休農地の解消や、農業経営を地域で支える地産地消の取組を引き続き推進していく必要があります。
- ・国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」(令和 5 年 3 月)を鑑み、30by30 目標やネイチャーポジティブ(自然再興)に向けた取組を強化する必要があります。(P5 掲載)
- ・市民アンケートでは、市民の約 7~9 割が「生物多様性の確保」、「自然とのふれあいの増進」に取り組むことが市の施策として重要と回答しているため、引き続き市民参加型の環境保全活動や市民が自然と触れ合う場の維持・創出を推進することで、自然との共生への意識を醸成していく必要があります。
- ・市民アンケートでは、市民の約 9 割が「農地や森林等の保全」に取り組むことが市の施策として重要と回答しているため、引き続き適切かつ効率的な害虫防除の推進や、遊休農地の利用促進などの取組を推進していく必要があります。
- ・気候変動の影響により降雨量増加の恐れがあるため、森林の適正管理による水

源涵養機能<sup>※</sup>の維持等、森林の公益機能向上につながる取組を引き続き推進していく必要があります。

※水源涵養機能：森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。（洪水緩和、水資源貯留、水質浄化）

#### (4) 生活環境分野

- ・大気汚染や騒音等の苦情は毎年寄せられており、市民アンケートにおいても約9割の市民が「大気汚染対策の推進」、「住環境の向上」に取り組むことが市の施策として重要と回答しているため、市民の良好な生活環境を維持していくために、引き続き対策を実施する必要があります。（P27 掲載）
- ・市民アンケートでは、9割以上の市民が「川や海の水質保全」の施策に取り組むことが市の施策として重要と回答しており、河川水質や生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために、引き続き河川の水質保全につながる行動の啓発や、生活排水対策として下水道の整備および合併処理浄化槽の普及を推進する必要があります。（P27、28 掲載）
- ・市民アンケートでは、まちなみ（美しさ、ゆとり、清潔さ）に関する満足度は約3～4割とあまり高くない傾向にあり、重要度は約8～9割と高いため、快適に過ごせるまちづくりの取組を引き続き推進する必要があります。
- ・自然資源である樹木等の天然記念物の管理や学校での食教育等、地域の資源を継承する取組を引き続き推進する必要があります。（P29 掲載）
- ・伊勢市は独自に景観に関する条例（伊勢市景観条例）を施行しており、良好な景観の形成に注力しているため、引き続き「伊勢市景観計画」に沿って、景観整備事業などの取組を推進する必要があります。（P30 掲載）

#### (5) 共通基盤分野

- ・出前講座やイベント等、伊勢市環境会議をはじめ、市民・事業者・行政が協働して多くの環境保全活動や環境教育等を実施しており、引き続きこの取り組みを推進していく必要があります。（P32、33 掲載）
- ・市民アンケートでは、「環境保全の取組」に積極的に取り組むために必要なこととして、回答者の約5割が「環境について学ぶ機会があること」と回答していることから、事業者と協働による学校教育における環境学習の支援等を通じて、家庭における環境に配慮した生活の実践と未来を担う人づくりにつながる取組を強化する必要があります。また、多くの市民が「インターネットや SNS」で情報を入手しているため、全ての市民を対象に、環境について学べる Web コンテンツの充実と周知を進めていく必要があります。
- ・事業者アンケートでは、環境保全に取り組む上での課題として、3割以上の事業者が、資金、人手、ノウハウ、情報が不足していると回答しているため、事業者向けの補助事業や、情報提供の取組を進めていく必要があります。